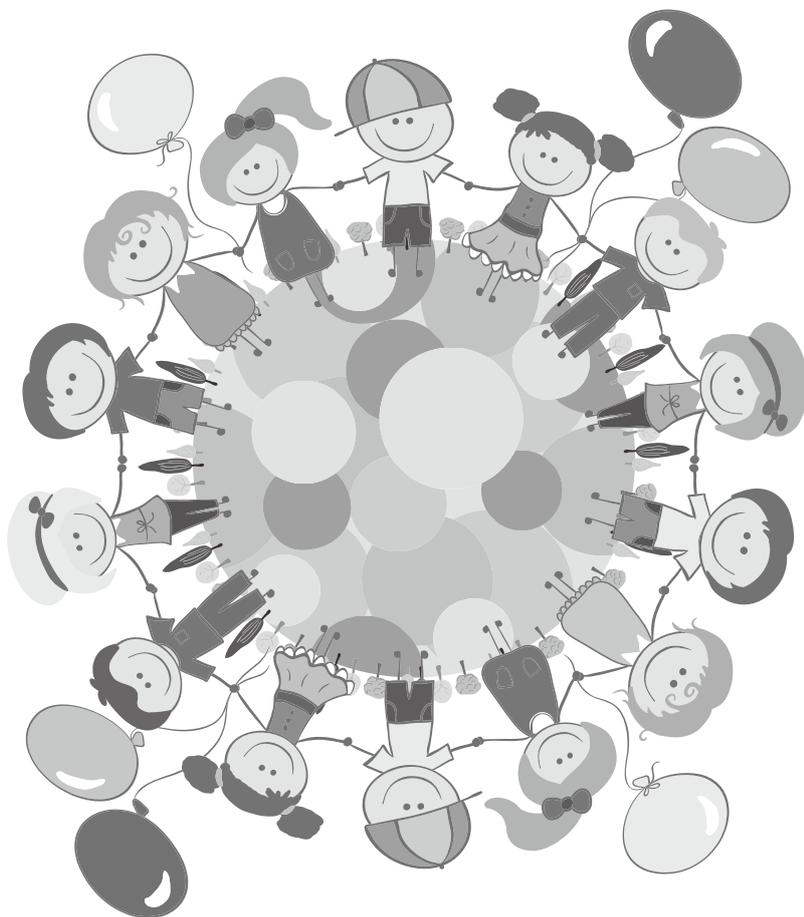


外国人集住都市会議 東京2014

～すべての人が互いに尊重し、共に支え合う地域社会をめざして～

多文化共生社会をめざして

2014



主催／外国人集住都市会議

【群馬県】伊勢崎市・太田市・大泉町

【長野県】上田市・飯田市

【岐阜県】大垣市・美濃加茂市

【静岡県】浜松市・富士市・磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・菊川市

【愛知県】豊橋市・豊田市・小牧市

【三重県】津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市

【滋賀県】長浜市・甲賀市・愛荘町

【岡山県】総社市

後援／多文化共生推進協議会

（群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県
名古屋市が多文化共生社会づくりを推進するために
設置した協議会です。）

一般財団法人自治体国際化協会

外国人集住都市会議 東京2014

☞ 各ブロック提言資料

三重・滋賀・岡山ブロック・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

長野・岐阜・愛知ブロック・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

群馬・静岡ブロック・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

☞ 外国人集住都市会議の新たなあり方について・・・・・・・・ 58

☞ 外国人集住都市会議 ながはま宣言・・・・・・・・・・・・ 59

外国人住民とともに構築する地域コミュニティ ～地域における雇用の安定と日本語の習得について～

1. 雇用の安定と職業資格の取得について
2. 日本語学習への動機づけについて
3. 就労を中心とした外国人若年者に対する総合的支援について

登壇者

【外国人集住都市会員都市首長】

三重県鈴鹿市長 末松 則子
 三重県亀山市長 櫻井 義之
 三重県伊賀市長 岡本 栄
 滋賀県長浜市長 藤井 勇治

【府省庁】

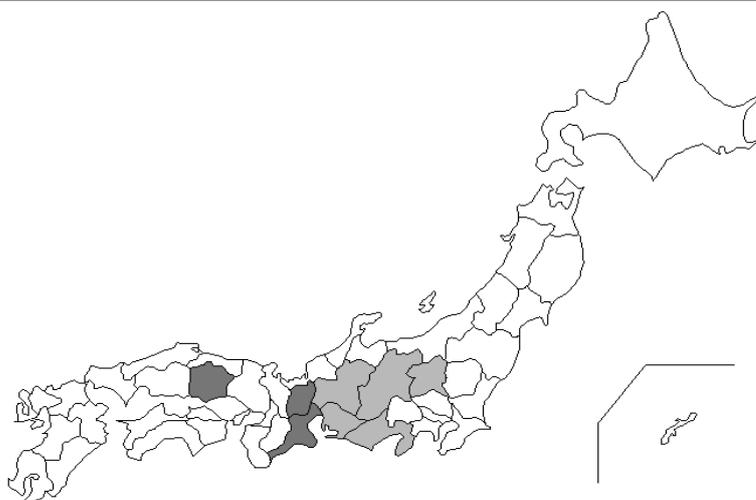
厚生労働省 職業安定局次長 勝田 智明 氏
 文化庁 文化庁国語課長 岸本 織江 氏
 法務省 入国管理局入国在留課在留管理業務室長 内田 省二 氏

コーディネーター

関西学院大学教授 井口 泰 氏

三重・滋賀・岡山ブロック

三重県 津市
 四日市市
 鈴鹿市
 亀山市
 伊賀市
 滋賀県 長浜市
 甲賀市
 愛荘町
 岡山県 総社市



外国人住民とともに構築する地域コミュニティ

～地域における雇用の安定と日本語の習得について～

世界的な経済危機と東日本大震災後、日本語能力が不十分な外国人住民は離職を余儀なくされ、再就職が難しく、生活困難な状況に置かれる者が増加したことは記憶に新しい。今年に入り、「日本再興戦略」や経済財政諮問会議等で、外国人材の受け入れについて取り上げられているが、これらは日本経済のデフレからの脱却と持続的な成長・発展を視野に入れた高度人材や技能実習生などの受け入れに関するものである。総人数はピーク時より減少傾向にあるとはいえ、定住化の割合が増加傾向にある日系南米人をはじめ、すでに地域の一員として生活している多くの外国人住民も含めて議論を進めなければならない。地方都市では、人口減少と都市部への人材流出が顕在化している中、定住化する外国人住民とともに地域を支えあう社会づくりが必要となっている。

今年度、外国人集住都市会議では、外国人住民とともに構築する地域コミュニティをめざして、外国人住民の雇用状況と日本語の習得に関する調査を実施した。雇用実態の把握を目的としながらも、就労状況や家族、家庭の生活、さらには、子どもたちの就学や就労に与える影響についても調査することとした。これらは、外国人住民の雇用状況が将来の希望、地域貢献への意識等に影響を与えているのではないかと考えているからである。

今回の調査結果とこれまでの当ブロックでの研究を踏まえ、①雇用の安定と職業資格の取得、②日本語学習への動機づけ、③就労を中心とした外国人若年者に対する総合的支援に関して検討を行うこととした。

1. 雇用の安定と職業資格の取得について

現状と課題

外国人住民の定住化によって、安定した雇用につながる施策を進めることが必要となっている。外国人住民が日本で安心して働くことができ、地域コミュニティの一員として生活できる社会を構築することが、地域の活性化にもつながると考えられる。

現在、日本で働いている正社員が労働者全体の約60%を占めていることに対して、今回の調査によって、外国人住民のうち、「契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている人」は18.3%、「契約期間が1年以上のフルタイムの雇用で働いている人」は13.5%、「契約期間が1カ月以上1年未満のフルタイムの雇用で働いている人」は12.7%と、契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている人の割合が低いことが分かる（表7-1）。外国人住民の雇用状況は、2年前に実施した調査と同様、依然として、不安定な非正規雇用に従事していると考えられる。外国人住民に、将来の希望を聞いた結果、「契約期間の定めのないフルタイムの雇用で働きたい」が22.5%と高く、そう回答した人のうち、どのような支援を希望するかとの質問では、「日本語の習得支援」が51.0%、「専門的知識や技術の習得の場（職業資格の取得）」が39.3%と、雇用の安定のために日本語習得と職業資格を取得したいというニーズが高いことが分かった（表9-1）（クロス集計表4）。

また、今回の調査では、外国人住民の職業資格についても調査を行った。「母国での職業資格を

持っている」と回答した人は22.9%に対して、「日本での職業資格を持っている」と回答した人は8.0%に留まっている（表3）（表4）。また、日本での職業資格を持っている人のうち、母国でも職業資格を持っている人が71.2%に対して、日本でも母国でも職業資格を持っていない人が77.2%となっている（クロス集計表1）。外国人住民の中にも、職業資格について積極的に取得しようとする人がいる一方、そうではない人もいて、外国人住民の中で労働に対する意識の違いがあるのではないかと考えられる。

日本での職業資格の有無と雇用形態の関係を調べた結果、日本での職業資格を持っている人の55.6%が正社員又は契約期間が1年以上のフルタイムの雇用に従事している。一方、日本での職業資格を持っていない人では30.3%と低い数値となっている（クロス集計表2）。

また、日本での職業資格を持っている人のうち37.2%は、日本語を話せて読める人であり、日本での職業資格の取得には、日本語の習得度も影響していると考えられる（クロス集計表3）。

さらに、具体的な職業について、母国と日本を比較してみると、母国での職業は多種多様に富んでいる一方、日本では製造業などの業種に偏りがあるが、母国での最終学歴をみると、「高校程度卒業」36.2%、「専門学校卒業」17.0%、「大学又は大学院卒業」25.1%と、決して低学歴によるものではないことが分かる（表1）。

「母国の学歴や職歴が今の仕事に活かされている」と回答した人は22.0%であることから、もっと外国人住民のポテンシャルを発揮できる雇用環境を作ることで、地域経済・地域社会のグローバル化に対応する大きな力になるのではないかと考えられる（表8-1）。

会員都市の取組

- ・日系人就労準備研修に協力して、ホテル・旅館や介護施設への職場見学等の機会を提供（飯田市）
- ・就労や雇用保険に関する相談に外国語で対応するコーナーの設置（ハローワーク浜松と連携）（浜松市）
- ・「外国人就労支援事業（①中級日本語講座、②就労支援セミナー）」として、外国人失業者の再就職、および現在就業している外国人就労者の雇用維持に必要な就労支援研修を実施（豊田市）
- ・地域職業訓練センターとの協働により、通訳を伴う「アーク溶接コース」などの職業訓練コースを実施（鈴鹿市）
- ・三重県が配置した職業能力開発校において、外国人住民も対象にした金属加工等の職業技術習得コースを実施（津市）

提言

（1）国への提言

- ・職業能力の向上のために職業訓練科目の充実を図るとともに、訓練期間中の所得保障の支援を行う。
- ・自己の希望する職業につながる専門的知識や技術・技能の習得のために、職業訓練校以外の専門学校等で、外国人住民も対象となる受け入れ枠の設置・拡大と奨学金制度等の経済的な支援を行う。
- ・外国人住民が求職者支援制度等の各種支援制度を公正に利用できるように、社会保険及び労働保険の加入促進を継続して行う。
- ・外国人住民の労働に関するキャリア支援の充実を図る。

2. 日本語学習への動機づけについて

■ 現状と課題

日本語学習のインフラについては、文化庁の『「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業』において、「標準的なカリキュラム案」が作成されたが、2010年、2012年の提言で、指摘している日本での生活に必要な日本語能力の基準づくりと、それを習得するための学習時間の検討結果について、いまだ示されていない。

少子高齢化と外国人住民の定住化が進む中、外国人住民の地域参加が求められているが、コミュニケーション不足と日本語能力の問題もあり、積極的な参加が進まず、地域の受け入れにも問題が生じている。今後、「日本再興戦略」の推進による外国人の受け入れが予想されるなか、地域における日本語の課題を解決しないまま、次期施策を進めることは、無責任であり、地方行政においては外国人を取り巻く諸問題の増加を懸念するところである。

外国人労働者が求める安定的な就労の機会を得るために必要な支援のトップは「日本語の習得」となっており、言語習得の必要性を十分理解しているものの、習得率が低いという結果については、仕事中心の生活を強いられている労働環境や、日本での生活における利便化により学習意欲につながらないことも要因として考えられる（表10）。

日本語の必要性については、地域生活における外国人住民のおかれている環境や生活の場面により異なるため、日本語能力や学習の機会が個人により差があるのは仕方がないが、地域の実情や外国人住民のニーズに応じた学習機会と方法は、各都道府県、市町村の自主的な教室活動に委ねられており、学習者本人の積極的な参加がなければ、日本語学習の機会があっても日本語学習の必要性に気付くこともなく、日本の文化と接触しない生活も選択できる状況となっている。

今回の調査によって、永住者の在留資格を持つ外国人住民のうち、3年以上日本で住み続けたいと考えている外国人は、55.2%であり、長期滞在傾向にある。日本語能力については、40.4%が「話せる」との回答であるが、「漢字を含む識字能力」については36.3%しかなく、生活者として必要な言語能力の不足は明らかであり、在留資格や希望する滞在期間の現状にギャップがあることが分かる。（クロス集計表5～7）

しかし、現在の在留資格に関わらず永住を望む外国人の日本語能力については48.0%の者が「話せる」とし、「漢字を含む識字能力」を有する者は54.5%となっている。このように、一定の日本語能力を有することが日本での生活を選択する根拠にもなっているのではないかと推測される（クロス集計表8～9）。

外国人住民が地域コミュニティの一員となり、日本人とともに支えあうためには情報と意思伝達を媒介するための共通言語（日本語）が必要であることを相互に認識しなければならない。日本語能力と地域コミュニティの関係性は、自治会の活動に参加している人の99%が日本語によるコミュニケーションが可能であると回答していることから、日本語習得が地域参画を後押しする形になっていることが分かる（クロス集計表10）。

また、日本への移住1世と2世以降との日本語能力の差についても今後の課題となっている。これは、家庭で使用される言語の状況でも顕著であり、家庭内でも日本語が媒介として必要となっている家庭が全体の74.1%存在する（表11）。就学年齢の児童・生徒を複数人持つ世帯でみると、子どもが増えるごとに日本語の使用頻度も増え、学校での教育が外国人家庭の使用言語に少なからず影響を与えている（クロス集計表12）。家庭内のコミュニケーションを円滑にしていく上でも継続

的な日本語教育の必要性が高まっているのではないだろうか。

こうしたことから、家庭を中心とした個人の生活はもちろん、地域や社会生活においても日本語習得の必要性は明白である。日本社会としても外国人の受け入れを単なる労働力の受け入れとしてではなく、地域住民として受け入れることを望む以上は、国レベルで日本語教育プログラムを確立し、自治体・NPO・地域・企業が連携し、相互に補完的な日本語学習の支援のあり方を検討しなければならない。

■ 会員都市の取り組み

- ・市内7ヶ所の公民館や公共施設等で、日本人ボランティアによる日本語教室への支援（上田市）
- ・「とよた日本語学習支援システム」の運営。日本語教材の開発、日本語学習カリキュラム策定、モデル教室の開催、レベル判定方法の策定などを行い、外国人住民への日本語学習支援の枠組みを運用（豊田市）
- ・外国人への導入教育の仕組み検討と実施。日本（地域）の制度、生活ルールなどに関する知識習得のための導入教育について、工夫を凝らした仕組みを検討。「とよた日本語学習支援システム」との連携による、情報提供の工夫・充実（豊田市）
- ・国際交流協会と連携した日本語学習インターネットラジオ講座を開催（豊橋市）
- ・外国人住民が地域に住む対等な構成員として、自立した生活を送ることができるよう、日本語能力レベルを把握し、適切な教材や学習方法を提供する等、日本語教室を開催している市民ボランティア等から意見聴取をしながら、日本語学習支援の仕組みづくりにむけた取り組み（四日市市）
- ・2009年（平成21年）6月から町の運営で行っていた外国人対象の日本語教室は、2013年（平成25年）4月から町の助成を受けて町国際交流協会が運営している。月曜以外は開講し、町からの補助金と受講生から徴収する利用料で運営（愛荘町）
- ・文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を活用し、市役所内の空き会議室及び託児室（託児はNPOに委託）を利用し、日本語教育サポーターの実践的な養成を兼ねた交流・参加型の日本語教室を実施（総社市）

■ 提言

【国への提言】

- （1）「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等の5点セットを発展させ、定住を目的とした外国人に対する日本語教育の制度化を図る。
- （2）日本語能力標準を定め、日本語学習のための標準コースと標準時間の開発を行う。
- （3）在留カードの発行・更新時において、生活・就労に必要な日本語及び日本社会に関する知識を確認する講習を実施する。
- （4）地域の日本語教室や学習の取組に対する柔軟な支援と、財政を含めた支援の充実を図る。

【県への提言】

- （1）地域の活動主体である、NPO・地域・ボランティア・企業が連携できる仕組みづくりを推進する。

【経済界への提言】

- （1）生活及び就労のための日本語学習支援を企業の社会貢献活動の1つと捉え、外国人に対する従業員教育を行う。

3. 就労を中心とした外国人若年者に対する総合的支援について

現状と課題

長期的に経済が停滞するなかで、若年者の雇用問題は先進国共通の深刻な社会問題となっている。学校を卒業しても自立できず、不安定雇用または無業の状態に陥り、キャリア及び家族の形成に困難をきたす若年者への対策は、わが国では、ようやく今世紀になって開始されたところである。

ところが、外国人住民の若年者については、実態としては、若年雇用対策の対象とはなっておらず、その実態の把握も十分でなく、総合的な対策は実施されていない。

外国人住民の子どもたちの多くは、日本語と母国語の習得の二重の負担を負っている。

また、母国に帰るのか、日本に永住するのかがあいまいなまま、親の定住化が進み、自らのアイデンティティを確立し、人生に目標を見出すことには、日本人の若年者以上に困難が伴うため、政策的な支援の必要性は高い。

外国人集住都市において、2000年代初め時点で60%程度とされた高校進学率は、市民及び学校や自治体の支援の結果、次第に上昇してきた。しかし、高校進学率が98%に達するわが国で、高校進学できないか中途退学した外国人の若年者が安定した雇用機会を得ることは、日本人の子どもたち以上に厳しいとみられる。

ただし、外国人集住都市では、大学進学する外国人の子どもは着実に増加している。とはいえ、日本人の子どもの半数以上が進学するなか、外国人の若年者の大学進学率は高くない。

以上のように、外国人の若年者が学校卒業後に雇用機会を得て自立するには、日本人以上の困難を伴うと考えられる。しかし、国においては、その実態把握すらされていない。

今回、外国人集住都市会議は、外国人の若年者の学校卒業後の就労への移行の状況を把握するために調査を試みた。そもそも、若年者に直接調査を行うこと自体が難しく、親を通じて間接的に把握するしかないという限界がある。

調査結果から、第1に、外国人集住都市に居住する20歳未満の外国人の若年者が、推定で7千人程度就労している。第2に、16～19歳の外国人の若年者のうち、就労している者は11.2%で、学校に通っている者は84.1%に達した。これは、外国人の子どもたちの高校進学を支援した成果を反映していると言える(表14)。第3に、16～19歳で就労する外国人の若年者は、「日本語しか話せない人」が17.5%、「母国語より日本語が得意な人」が7.8%であるのに対し、「日本語も母国語も同じぐらい得意とする人」が45.8%を占めた。なお、「母国語しか話せない人」は3.0%、「日本語と母国語も同じぐらい不得意とする人」は5.6%ほどであった(表15)。

会員都市の取り組み

- ・市国際交流協会の事業としてNPO法人に委託し、市内の義務教育課程に通学する外国人児童生徒を対象に、毎週土曜日、日本語の指導及び教科学習の支援を目的とする子ども日本語教室「未来塾」を開催(伊勢崎市)
- ・外国人住民が集住する地区の中学校の生徒と保護者を対象に、日本社会で活躍する外国人住民を講師に迎え、自らの体験談等を内容としたキャリア教育の研修会を実施(四日市市)
- ・市民活動団体『亀山国際交流の会』が、毎週水曜日の夜に子どもたちの学習支援や進学指導などを目的とした「みらいじゅく」を開催(亀山市)

- ・市役所とハローワークが共同で、ハローワークに「就労支援ルーム」を設け、若年者を含めて、就労から心の相談に至るまでの支援（総社市）

提言

【国への提言】

- （1）ハローワークは、学校、自治体、NPO 等から就職を希望する外国人若年者の情報提供を受け、外国人若年者に対する就労支援の強化を図る。
- （2）総合的な外国人若年者への支援を進めるために、地域の実情に応じて、ハローワークと自治体が共同で運営し、関係機関と情報共有を可能とするジョブセンターを設置できるよう、法制度の整備を行う。
- （3）外国人若年者を、地域を活性化し支える人材として位置づけ、そのロールモデルの作成や、キャリア形成支援のためのノウハウを全国から収集し、地域や企業に提供する。

【県への提言】

- （1）県立高校などにおいて、外国人若年者の就学、中途退学、就職状況を把握し、地域において外国人若年者対策が迅速に行えるように、ハローワークや自治体に、可能な限り情報提供する。
- （2）若年者の職業訓練等に関し、母国語を併用するなど、外国人若年者が活用しやすいものに改善を進めるとともに、ハローワークと協力・連携の強化を図る。

【経済界への提言】

- （1）外国人留学生の採用促進だけでなく、日本に居住する外国人若年者がもつ意欲と能力を活かし、母国と日本の間を橋渡しする人材として積極的に採用するよう傘下企業等に指導を行う。

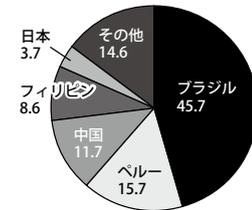
2014年（平成26年）度 外国人集住都市会議 外国人住民アンケート調査（抜粋）

- 調査期間 2014年6月30日～7月25日
- 実施地域 外国人集都市議会員都市（26都市）
- 対象者 日本に3カ月以上滞在している外国人
- 調査方法 無記名の自己記入式アンケート調査
- サンプル数 1,035人

※各自治体に居住する外国人の人口には差があり、集計結果にサンプル・バイアスが生じることが想定されたため、本年6月末日現在の外国人の人口を母集団とし、当該人数と各都市の調査対象者数の比率を計算し、これをウエイトとした上で集計を行い、調査結果をまとめた（復元後のサンプル数は148,582人）。

※復元後のサンプル数の国籍別割合

国籍	ブラジル	ペルー	中国	フィリピン	日本	その他	計
割合%	45.7	15.7	11.7	8.6	3.7	14.6	100.0

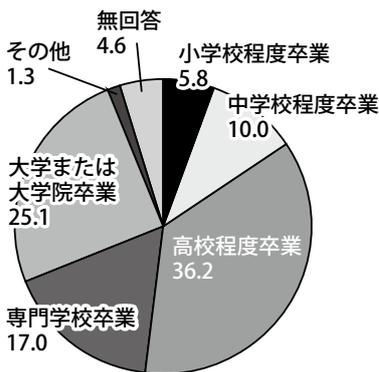


1. 母国と日本での最終学歴

母国での最終学歴が高校程度卒業の者が36.2%を占め、大学または大学院卒業が25.1%、中学校卒業程度は10.0%であった（表1）。一方、日本での最終学歴は、高校卒業は2.4%、大学または大学院卒業は4.0%、中学校卒業は4.3%であった（表2）。

（表1）母国での最終学歴

	小学校程度卒業	中学校程度卒業	高校程度卒業	専門学校卒業	大学または大学院卒業	その他	無回答
割合%	5.8	10.0	36.2	17.0	25.1	1.3	4.6



（表2）日本での最終学歴

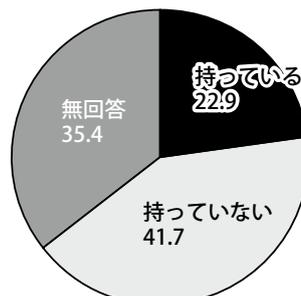
	小学校卒業	中学校卒業	高校		専門学校	外国人学校		職業訓練		大学または大学院		その他	無回答
			中退	卒業		中卒程度	高卒程度	中退	卒業	中退	卒業		
割合%	1.0	4.3	0.5	2.4	1.9	0.03	0.5	0.1	1.6	0.5	4.0	2.7	80.47

2. 母国と日本での職業資格の有無

母国で職業資格を持っている者は22.9%で、日本で職業資格を持っている者は8.0%であった（表3）（表4）。

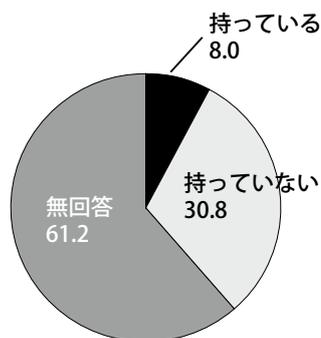
（表3）母国での職業資格の有無

	割合%
持っている	22.9
持っていない	41.7
無回答	35.4
計	100.0



(表4) 日本での職業資格の有無

	割合%
持っている	8.0
持っていない	30.8
無回答	61.2
計	100.0



(クロス集計表1) 日本での職業資格の有無と母国での職業資格の有無

		母国での職業資格		
		持っている	持っていない	計
日本での職業資格	持っている	71.2%	28.8%	100.0%
	持っていない	22.8%	77.2%	100.0%
全体の割合		35.4%	64.6%	100.0%

(クロス集計表2) 雇用形態と日本での職業資格の有無

		日本での職業資格	
		持っている	持っていない
雇用形態	契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている	36.9%	16.8%
	契約期間が1年以上のフルタイムの雇用で働いている	18.7%	13.5%
	契約期間が1カ月以上1年未満のフルタイムで働いている	13.3%	18.3%
	パート又はアルバイトとして有期限雇用で働いている	10.3%	9.9%
	派遣会社と雇用契約し、派遣先で働いている	4.5%	11.9%
	契約期間が1カ月未満の日雇いで働いている	0.0%	0.7%
	自営業	2.1%	2.8%
	無職	14.2%	26.1%
	計	100.0%	100.0%

(クロス集計表3) 日本での職業資格を持っている者の日本語能力

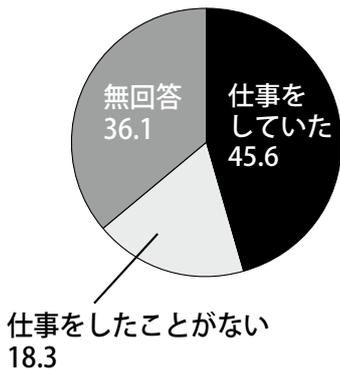
		日本語は読めるか			
		日本の新聞も読める	簡単な漢字は読める	ひらがなカタカナは読める	読めない
日本語は話せるか	話せる	37.2%	12.0%	13.9%	3.5%
	少し話せる	0.0%	12.2%	15.8%	3.7%
	話せない	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%

3. 母国と日本での職歴の有無

母国で仕事をしていた者は45.6%で、日本で今仕事をしている者は37.2%であった（表5）（表6）。

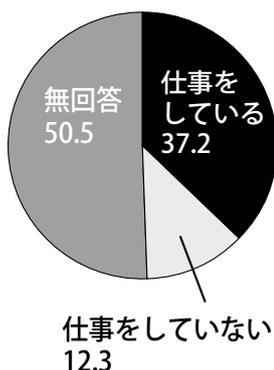
（表5）母国で仕事をしていたか

	割合%
仕事をしていた	45.6
仕事をしたことがない	18.3
無回答	36.1
計	100.0



（表6）今、仕事をしているか

	割合%
仕事をしている	37.2
仕事をしていない	12.3
無回答	50.5
計	100.0

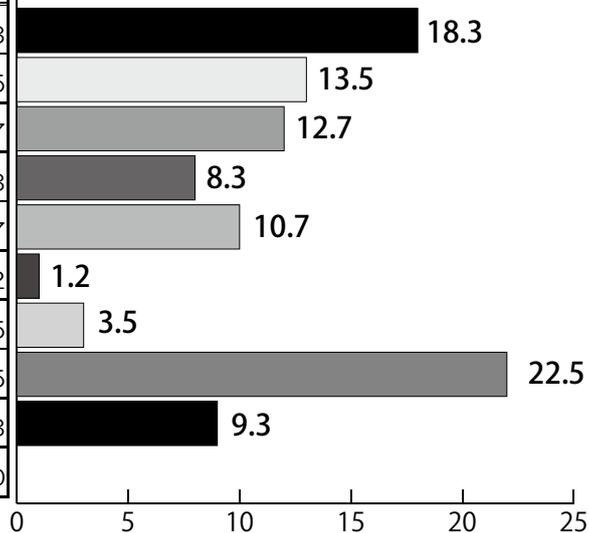


4. 日本での就労状況

日本での就労状況は、契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている者が18.3%、契約期間が1年以上のフルタイムの雇用で働いている者が13.5%、契約期間が1カ月以上1年未満のフルタイムで働いている者が12.7%であった。一方で、無職の者は22.5%で、そのうち、42.4%は現在求職中であった（表7-1）（表7-2）。

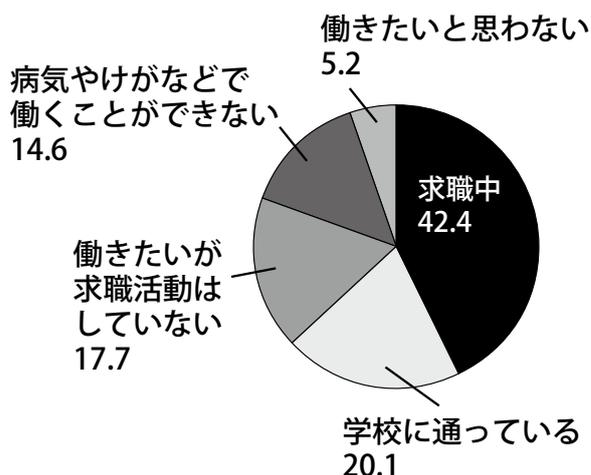
（表7-1）日本での就労状況

	割合%
契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている	18.3
契約期間が1年以上のフルタイムの雇用で働いている	13.5
契約期間が1カ月以上1年未満のフルタイムで働いている	12.7
パート又はアルバイトとして有期限雇用で働いている	8.3
派遣会社と雇用契約し、派遣先で働いている	10.7
契約期間が1カ月未満の日雇いで働いている	1.2
自営業	3.5
無職	22.5
無回答	9.3
計	100.0



(表7-2) 無職の者の状況

	割合%
求職中	42.4
学校に通っている	20.1
働きたいが求職活動はしていない	17.7
病気やけがなどで働くことができない	14.6
働きたいと思わない	5.2
計	100.0

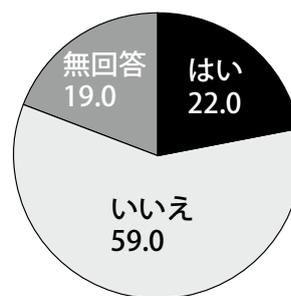


5. 母国の学歴や職歴が今の仕事に活かされているか

母国の学歴や職歴が今の仕事に活かされていると答えた者は22.0%であった【表8-1】。活かされていないと答えた者のうち、日本で育ったため、母国に学歴や職歴がない者が38.0%、今は働いていない者が32.0%であった【表8-2】。

(表8-1) 母国の学歴や職歴が今の仕事に活かされているか

	割合%
はい	22.0
いいえ	59.0
無回答	19.0
合計	100.0



(表8-2) 生かされていない選択肢

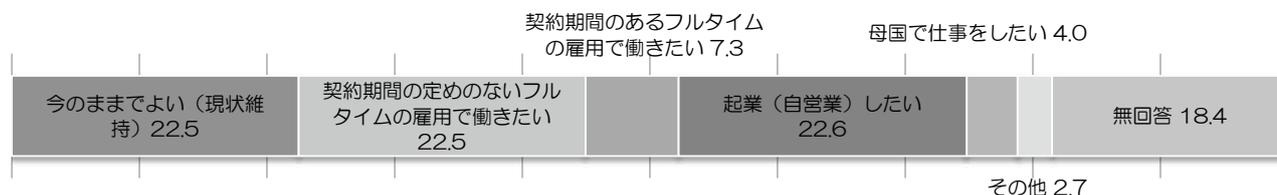
	割合%
日本で育ったため、母国に学歴や職歴はない	38.0
生かされていない	30.0
今は働いていない	32.0
合計	100.0

6. 将来の希望と必要とする支援

雇用形態の将来の希望で最も多いのは、起業（自営業）したいが22.6%、契約期間の定めのないフルタイムの雇用で働きたいが22.5%であった（表9-1）。どのような起業（自営業）をしたいかでは、母国と日本をつなぐ仕事が37.3%、職業資格を活かした仕事が31.0%であった（表9-2）。

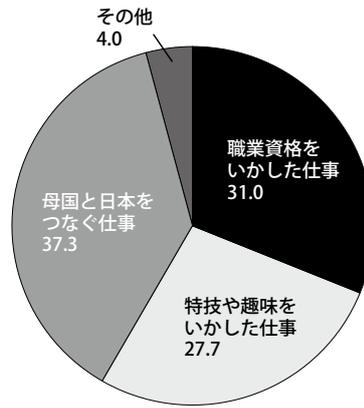
(表9-1) 雇用形態の将来の希望

	今のままでよい (現状維持)	契約期間の定めのない フルタイムの雇用で働 きたい	契約期間のあるフル タイムの雇用で働きた い	起業（自営業） したい	母国で仕事を したい	その他	無回答
割合%	22.5	22.5	7.3	22.6	4.0	2.7	18.4



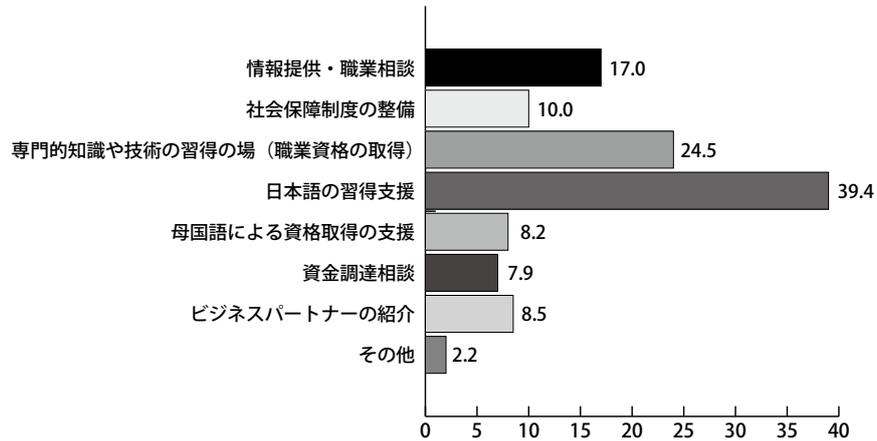
(表9-2) どのような起業をしたいか

	割合%
職業資格をいかした仕事	31.0
特技や趣味をいかした仕事	27.7
母国と日本をつなぐ仕事	37.3
その他	4.0
合計	100.0



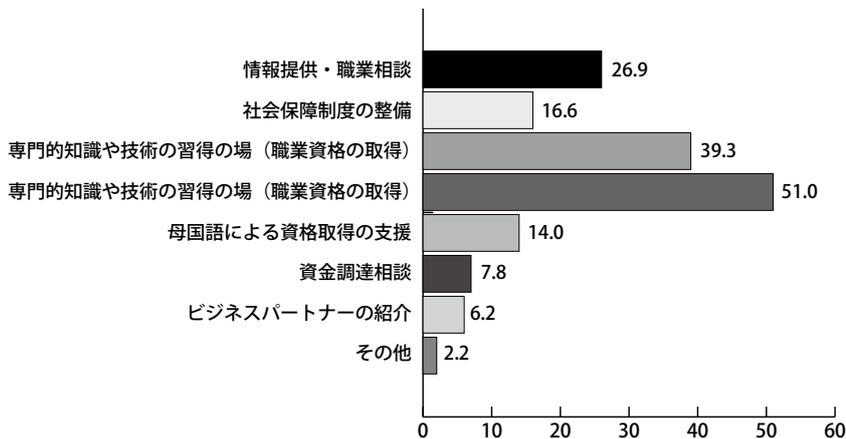
(表10) どのような支援を希望するか (複数回答)

	情報提供 職業相談	社会保障制 度の整備	専門的知識や技術 の習得の場(職業資 格の取得)	日本語の習得 支援	母国語による資 格取得の支援	資金調達相談	ビジネスパー トナーの紹介	その他
割合%	17.0	10.0	24.5	39.4	8.2	7.9	8.5	2.2



(クロス集計4) 雇用期間の定めのないフルタイムの雇用で働きたい者の希望する支援 (複数回答)

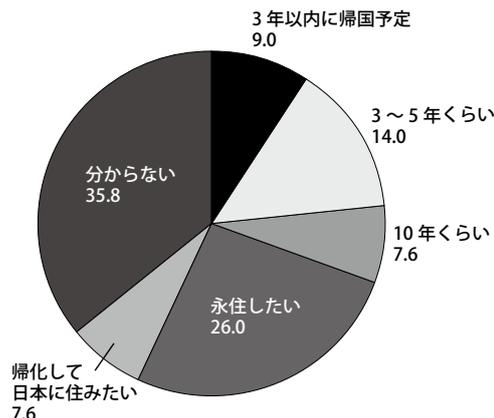
	情報提供 職業相談	社会保障制 度の整備	専門的知識や技術 の習得の場(職業資 格の取得)	日本語の習得 支援	母国語による資 格取得の支援	資金調達相談	ビジネスパー トナーの紹介	その他
割合%	26.9	16.6	39.3	51.0	14.0	7.8	6.2	2.2



7. 永住者の在留資格を持つ者の日本語能力

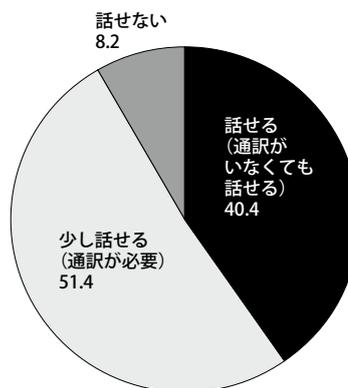
(クロス集計表5) 永住者の在留資格を持つ者のこれからの滞在予定

	割合%
3年以内に帰国予定	9.0
3～5年くらい	14.0
10年くらい	7.6
永住したい	26.0
帰化して日本に住みたい	7.6
分からない	35.8
計	100.0



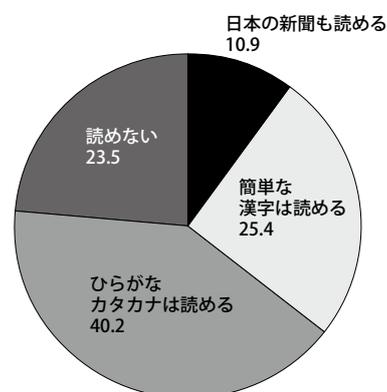
(クロス集計表6) 永住者の在留資格を持つ者の日本語能力(話す)

	割合%
話せる(通訳がいなくても話せる)	40.4
少し話せる(通訳が必要)	51.4
話せない	8.2
計	100.0



(クロス集計表7) 永住者の在留資格を持つ人の日本語能力(読む)

	割合%
日本の新聞も読める	10.9
簡単な漢字は読める	25.4
ひらがなカタカナは読める	40.2
読めない	23.5
計	100.0



(クロス集計表8) 永住を望んでいる人の日本語能力(話す)

	割合%
話せる	48.0
少し話せる	49.2
話せない	2.8
計	100.0

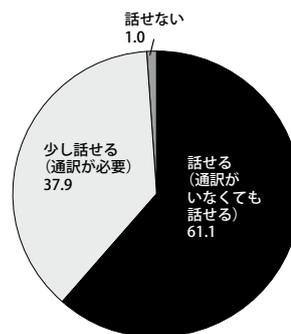
(クロス集計表9) 永住を望んでいる人の日本語能力(読む)

	割合%
日本の新聞も読める	20.9
簡単な漢字は読める	33.6
ひらがなカタカナは読める	32.6
読めない	12.9
計	100.0

8. 自治会活動への参加と日本語能力

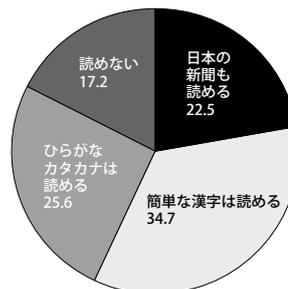
(クロス集計表10) 自治会の活動に参加している人の日本語能力(話す)

	割合%
話せる(通訳がいなくても話せる)	61.1
少し話せる(通訳が必要)	37.9
話せない	1.0
計	100.0



(クロス集計表11) 自治会の活動に参加している人の日本語能力(読む)

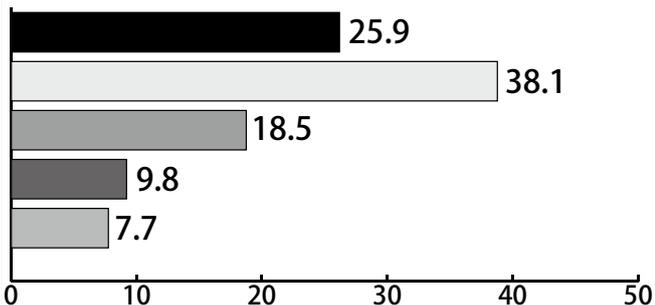
	割合%
日本の新聞も読める	22.5
簡単な漢字は読める	34.7
ひらがなカタカナは読める	25.6
読めない	17.2
計	100.0



9. 家庭生活の状況(単身者を除く)

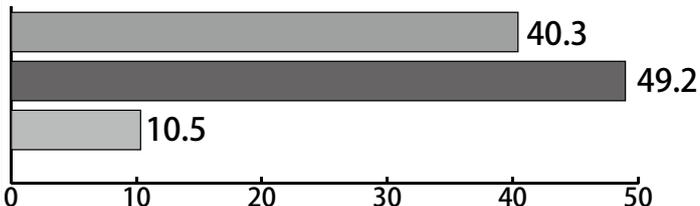
(表11) 家庭での会話で日本語をどの程度使っているか

	割合%
日本語は使わない	25.9
少しだけ日本語を使う	38.1
母国語と同じぐらい日本語を使う	18.5
ほとんど日本語を使う	9.8
日本語しか使わない	7.7
合計	100.0



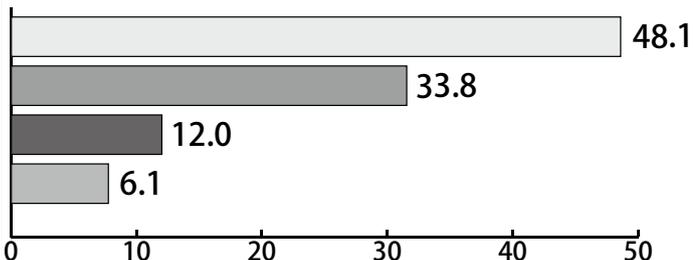
(表12) 休みの日は家族と一緒にご飯を食べたり出かけたりしているか

	割合%
欠かさずしている	40.3
できる限りしている	49.2
あまりしていない	10.5
合計	100.0



(表13) 家族と一緒に過ごす時間(長さ)に満足しているか

	割合%
満足している	48.1
だいたい満足している	33.8
やや不満足である	12.0
不満足である	6.1
合計	100.0



10. 子どもがいる家庭における日本語の使用頻度

(クロス集計表12) 15歳以下の子どもがいる家庭 と 家庭における日本語の使用頻度 (%)

		家庭における日本語の使用頻度					計
		日本語は使わない	少しだけ日本語を使う	母国語と同じくらい日本語を使う	ほとんど日本語を使う	日本語しか使わない	
15歳以下の子ども的人数	1	26.1%	42.9%	20.5%	6.4%	4.1%	100.0%
	2	16.6%	40.1%	20.2%	13.2%	9.9%	100.0%
	3	13.6%	54.1%	24.4%	6.7%	1.2%	100.0%

11. 16歳から19歳までの子どもの就労状況

(表14) 子どもの年齢と就学・就業の有無(第一子のみ) (%)

年齢	就学・就業の有無								計
	就業している	学校に通っている	学校に在籍しているが通っていない	仕事を探している	職業訓練を受けている	病気やけがで仕事ができない	自宅にいて働いていない	不明	
16歳～19歳	11.2	84.1	0.0	0.6	0.0	0.0	0.5	3.6	100.0

注1) 回答不明及び20歳以上を含む。

注2) 第二子と第三子は回答不詳が多いため、集計していない。

(表15) 子どもの日本語能力に対する親の評価 (%)

日本語能力	全体の割合	16～19歳で就労する者の割合
日本語しか話せない(母国語は話せない)	16.3	17.5
母国語より日本語のほうが得意	31.0	7.8
日本語も母国語も同じくらい得意	29.3	45.8
日本語より母国語のほうが得意	13.1	20.3
母国語しか話せない(日本語は話せない)	7.2	3.0
日本語も母国語も同じくらい不得意	3.1	5.6
計	100.0	100.0

注) 第一子に関する集計である。

(クロス集計表13) 16歳以上19歳で親が外国出身の子どもの国籍別の就学・就業の状況 (%)

親の国籍	就学・就業の有無								計
	就業している	学校に通っている	学校に在籍しているが通っていない	仕事を探している	職業訓練を受けている	病気やけがで仕事ができない	自宅にいて働いていない	その他	
ブラジル	8.5	83.9	0.0	0.8	0.0	0.0	0.8	6.0	100.0
ペルー	13.5	85.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	100.0
中国	12.9	86.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	100.0
フィリピン	28.7	71.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
日本	0.0	96.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	100.0
その他	8.6	85.7	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	4.4	100.0
全体の割合	11.2	84.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.5	3.7	100.0

(クロス集計表14) 16歳から19歳で親が外国出身の子どもの就労形態 (%)

親の国籍	就労の形態					計
	直接雇用	労働者派遣	パート・アルバイト	自営業	その他	
ブラジル	47.1	15.9	37.0	0.0	0.0	100.0
ペルー	65.9	5.9	28.2	0.0	0.0	100.0
中国	24.1	0.0	63.9	0.0	12.0	100.0
フィリピン	40.0	51.7	8.3	0.0	0.0	100.0
全体の割合	44.7	18.4	30.8	5.7	0.4	100.0

外国人の子どもの教育について

～義務教育及びその前後を含めた支援の必要性について～

1. 就学前の外国人の子どもへの支援について
2. 「特別の教育課程」について
3. 高校進学後の日本語指導が必要な生徒への支援等について
4. 定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」について
5. ブラジル人学校について

登壇者

【外国人集住都市会員都市首長】

長野県上田市長 母袋 創一
長野県飯田市長 牧野 光朗
愛知県小牧市長 山下 史守朗

【府省庁】

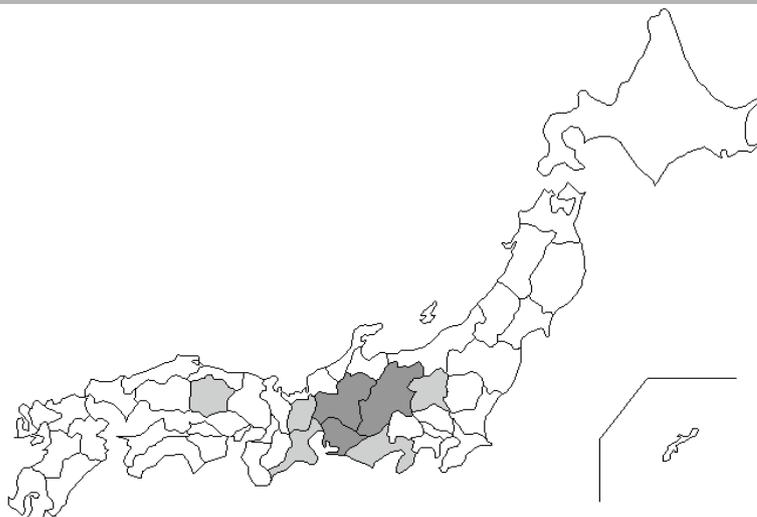
厚生労働省 職業安定局次長 勝田 智明 氏
文部科学省 大臣官房審議官 中岡 司 氏

コーディネーター

静岡文化芸術大学教授 池上 重弘 氏

長野・岐阜・愛知ブロック

長野県 上田市
飯田市
岐阜県 大垣市
美濃加茂市
愛知県 豊橋市
豊田市
小牧市



外国人の子どもの教育について

～義務教育及びその前後を含めた支援の必要性について～

外国人集住都市会議において「外国人の子どもの教育」は、常に主要な課題の一つとして取り上げられ議論が繰り返されてきた。会議発足の2001年（平成13年）から、子どもの教育現場に山積された諸々の課題軽減を目指し、国や県等の関係機関に向けて提言・要望してきた内容は多岐にわたる。外国人が集住する地域を中心とした教育現場からの意見・要望等に対し、国・県・経済界等は、日本語指導が必要な外国人の子どもの指導体制の充実、指導方法のマニュアル化、指導者育成研修の実施、外国人学校支援策等、具体的な対応を進めてきた。（資料1「図表：外国人集住都市会議から国へ出された外国人の子どもの教育の課題に対する過去提言内容と依然として残る課題について」参照）

しかしながら、国際化の進展にともない、外国人児童の日本語能力や学習能力、文化的背景や家庭環境の違い等は、年々多様化しており、外国人児童の受入れ主体となる学校教育現場やそれらを支える地域では、いまだに様々な対応策に追われている。

2013年（平成25）年4月に文部科学省が公表した「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成24年度）」によると、全国の公立小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍している外国人児童生徒数は71,545人で、このうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は27,013人と、依然として高い数字を保っている。

また、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数も6,171人と、年々増加の傾向にある。6,171人のうち、約4分の1は海外からの帰国児童生徒だが、多くは本人が多重国籍又は保護者のどちらかが外国籍であるために、家庭内言語が日本語以外となり、日本語能力が十分に育っていない児童生徒を指しており、子どもの家庭背景の多様化がうかがえる。

さて、上記は公立の小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限った話である。地域の外国人の子どもの中には、他に、小学校への入学を控えた就学前の子どもたちや、各種学校・私塾といった位置づけの外国人学校に通っている子どもたち、また学齢期にありながら、どこにも属すことができている不就学の子どもたちの存在もある。外国人の定住化傾向が強まっている近年の状況から、日本で生活するすべての外国人の子どもたち、あるいは外国につながる子どもたちが、日本人の子どもたち同様に、数年先には地域社会の構成員となっていくであろうことは想像に難くない。

このような現状を踏まえ、長野・岐阜・愛知ブロックでは2013年度（平成25年度）から2014年度（平成26年度）の2年間、「外国人の子どもの義務教育及びその前後を含めた支援の必要性について」整理するため、次の5項目に関する状況調査・研究を実施した。また、状況調査・研究結果と併せて、地域社会の未来につながる外国人の子どもの教育に関する国・県・経済界等への提言を次頁以降にまとめた。

- (1) 就学前の外国人の子どもへの支援について
- (2) 「特別の教育課程」について
- (3) 高校進学後の日本語指導が必要な生徒への支援等について
- (4) 定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」について
- (5) ブラジル人学校について

1. 就学前の外国人の子どもへの支援について

現状と課題

就学前の外国人の子どもへの支援については、これまでの様々な研究調査結果や教育現場の声等から、子どもの発達段階に応じた支援のあり方が、その後の小・中学校から義務教育課程後の進路へとつながる子どもの成長過程に大きな影響を及ぼすことが分かってきている。

外国人集住都市においては、就学前の外国人の子どもへの支援策は、母子保健・保育・教育現場でこれまで様々な取組を展開してきた。それでも、子どもやその保護者との間のことばの壁、文化的背景や家庭環境の多様化により、今なお現場では対応に追われている。

また、これまでの国の対応として、プレスクール機能の一翼を担う「定住外国人の子どもの就学支援事業」があるが、保育・教育現場での日本語教育・学校生活指導について、特別の支援が充分とは言えない状況がある。

会員都市の状況

(1) 「外国人住民に係る就学前の支援状況の調査（2013年度実施）」概要と結果

【調査概要】

- 調査内容 外国人住民に係る就学前の支援状況
- 調査対象 会員都市27都市（2013年度当時）
- 照会期間 2013年7月29日～2013年8月12日

【調査結果】

①会員都市が実施している主な乳幼児・保護者に対する就学前支援事業

- ア) 外国語版母子手帳の交付
- イ) 母子保健相談
- ウ) 通訳・翻訳(予防接種、乳幼児健診、訪問等)
- エ) 子育て講座、親子で交流、子育て情報冊子の配布
- オ) 保育園等通訳派遣・配置
- カ) プレスクールの実施
- キ) 入学準備ガイダンス、就学時健診
- ク) 就学実態調査
- ケ) 外国人学校への補助金交付

②外国籍の乳幼児の実態について

<乳幼児数>

ア) 全体の乳幼児数に占める外国籍乳幼児数の割合（26都市の回答）

26都市の乳幼児全数	26都市の外国籍乳幼児数	割合
272,687人	10,174人	3.7%

イ) 研究調査から見てきたこと

- ・国籍別乳幼児数（26都市の回答）

各都市の全乳幼児数に占める外国籍乳幼児数の割合は0.6%～20.2%であり、国籍別ではブラジル、中国、フィリピンの順に多い。

- ・公立、私立保育園、幼稚園へ通う乳幼児数（22都市の回答）

各都市の保育園・幼稚園へ通う外国籍乳幼児数の割合は0.6%～8.5%であり、国籍別ではブラジル、中国、ペルーの順に多い。国籍まで把握していない都市もある。

- ・ブラジル人学校や託児所等外国人関係の保育施設へ通う乳幼児の数（27都市の回答）
市内に外国人関係の保育施設がある都市は15都市。既に廃止になっていたり、確認できないと回答した都市は12都市である。

(2)「外国人住民に係る就学前の支援状況の調査（2013年度実施）」の整理と現場関係者からのヒアリング結果

【2013年度調査結果整理の概要】

会員都市における外国人の子どもの就学前にかかる支援の状況について、以下4つの項目に分類し、4項目で共通する課題がないか整理した。

- ①妊婦検診、出産時等
- ②乳幼児健診、予防接種、訪問等
- ③保育園、幼稚園等
- ④その他（障害児、小学校入学時等）

①妊婦健診、出産時等	都市数
多言語対応・通訳、周知・情報提供	12
医療保険の加入について	7
各種制度理解・認識	4
文化・慣習の違い	3
支援のための状況把握	1
住基外対応（非正規滞在含む）	1
相談・支援体制の構築	1
コミュニケーション	1
若年出産への対応	1
母子手帳の不所持対応	1

③保育園、幼稚園等	都市数
保護者とのコミュニケーション	10
通訳の確保	6
文化・慣習の違い	5
ルール・生活	4
現状把握	2
ことばの発達	2
多言語対応	2
保育料未納	2
子どもの不安感の解消	1
発育・発達、制度理解	1
語学支援	1

②乳幼児健診、予防接種、訪問等	都市数
多言語対応・通訳、周知・情報提供	16
居住実態・現状把握	12
文化・慣習の違い	5
保護者とのコミュニケーション	5
住基外対応（非正規滞在含む）	4
制度理解	4
未受診者への対応	3
ことばの発達	2
予防接種履歴	2
健康教育、啓発	1
発達支援体制の整備	1

④その他（障害児、小学校入学時等）	都市数
ことば、障害と語学力の区別	6
多言語対応、通訳の確保	6
障害への理解（専門用語）	6
居住実態・現状把握・不就学	4
保護者とのコミュニケーション	3
文化・慣習の違い	2
教育制度理解	1
ことばの発達	1
集団適応	1
重度障害対応の困難さ	1
プレクラスの効果的手法	1

【整理結果から見えてきたこと】

4項目分類による3つの共通課題

- (ア) ことばの壁によるコミュニケーションの取りづらさ
- (イ) 文化や慣習の違いによる日本の生活ルールなどへの理解の低さ
- (ウ) 外国人住民の居住実態把握の問題

【現場関係者からのヒアリング結果】

外国人の子どもや保護者に向けて、多言語による情報提供を行う場合は通訳・翻訳といった人的対応が不可欠なものとなっている。この、多くの会員都市が課題に挙げることばの問題については、子どものことばの発達度の判断時に、単に日本語の語彙力の不足によるものなのか、発達段階に応じた理解力が育っていないのか判断を難しくしている事例もあり、ここでも幼少期段階からの十分な日本語教育が望まれる。

また、文化や慣習の違いによる、子育て観などの違いから、日本の子育て支援制度の十分な活用に繋がっておらず、日本人住民と同様の行政サービスの提供のため、日本の文化、慣習の理解と支援制度の周知の充実が必要となっている。これら制度の周知と併せて、就学に繋がるまでの各種支援事業のスムーズな実施に向けて住民登録の重要性や、住民票を残したままでの一時帰国など、外国人住民の居住実態を把握することも課題となっている。

提言

【国への提言】

- (1) 子育て支援にかかる各種事業を、自治体が多言語で実施できるよう、財政的及び人的支援をする。
- (2) 査証の発行や在留資格の変更、在留期間の更新時など、日本の医療・保険・教育・住民登録制度などに係る情報を提供し、日本で生活するために必要な知識・意識の啓発を強化する。
- (3) 就学案内を郵送する際など、就学に向けた適切な対応のため、住民票を残したまま「一時帰国」する外国人住民の状況について、簡便かつ速やかに市町村と情報共有が図れるようにする。
- (4) 保育・幼稚園、幼保連携型認定こども園から、小学校教育への円滑な連携を強化するため、外国人幼児への日本語教育指導方針、要領を定める。

2. 「特別の教育課程」について

現状と課題

2014年4月の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等」の施行により、日本の公立小・中学校における日本語指導が必要な児童生徒に対する教育は、「特別の教育課程」として学校の教育課程において明確に位置づけることが可能となった。この制度により、日本語指導が必要な児童に対して、一人ひとりの実態に応じた指導体制が整備され、全国で一定の質が担保された日本語指導を行うことが可能となった。一方で、制度の運用については、すべての教育現場に浸透しておらず手探りの状況であるとも言われている。

会員都市の状況

2014年6～7月に実施した外国人集住都市会議26会員都市の運用状況と課題調査について

【調査概要】

(1) 調査1

26都市の日本語指導が必要な児童生徒在籍小中学校3～4校を対象に実施状況および課題について調査した。(全102校)

(2) 調査2

26都市の教育委員会外国籍児童・生徒担当部署を対象に、実施状況と実施上の課題について調査した。

(3) 調査3

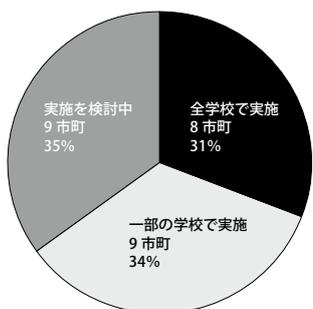
群馬、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、岡山の8県教育委員会を対象に加配教員配置および「特別の教育課程」への取組について調査した。

【調査結果と課題】

(1) 日本語指導が必要な児童生徒の実態と「特別の教育課程」の実施状況について

- ・外国人集住都市会議の会員となっている26都市での実施状況は、全ての学校または一部の学校で実施している都市は17、実施を検討中の都市は9であり、3分の1の都市が未実施である。(グラフ1)

「特別の教育過程」の実施状況



(グラフ1)

- ・日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校608校のうち、「特別の教育課程」を実施している学校は174校(28.6%)である。(表1)
- ・外国人集住都市会議加盟26都市の公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数は7,481人。うち日本語指導を受けている児童生徒数は5,493人(73.4%)。そのうち「特別の教育課程」を受けている児童生徒は1,788人(23.9%)である。(表2)

(表1)

日本語指導が必要な児童生徒在籍校数	「特別の教育課程」実施校数	割合
608校	174校	28.6%

(表2)

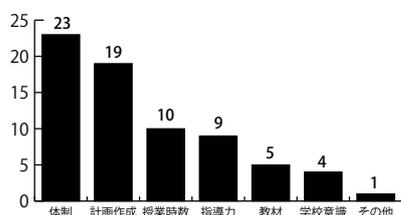
日本語指導が必要な児童生徒数	現在日本語指導を受けている児童生徒数	「特別の教育課程」を受けている児童生徒数	割合
7,481人	5,493人	1,788人	23.9%

(2) 実施上の課題について

- ・各市町教委における「特別の教育課程」を実施していく上での課題については、①指導教員配置等の実施体制 ②指導計画作成 ③授業時間数確保の順であげている。(グラフ2)
- ・特に指導計画作成についての適切な指導方法等に課題を抱えており、「特別の教育課程」の制度に合わせた新たな教材等の開発・提供を求める都市もある。
- ・国、県、関係機関への要望としては、①日本語教員の配置 ②「特別の教育課程」についての説明会の実施 ③教材開発の順であげている。(グラフ3)

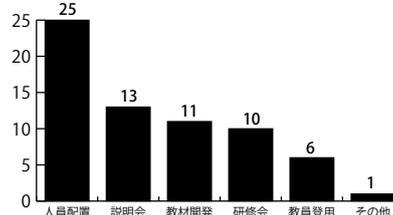
(グラフ2)

実施上の課題 (市町教委)



(グラフ3)

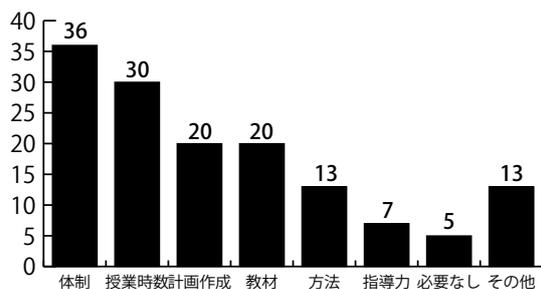
推進のための要望 (市町教委)



- ・各学校における実施上の課題については、実施していない理由として、①日本語教員等体制が整わない ②授業時数の確保が難しい ③指導計画作成・指導教材の不足等をあげている。(グラフ 4)
- ・また、「特別の教育課程」を推進し更に充実させていくためには、①日本語指導教員の配置 ②指導教材の提供 ③「特別の教育課程」についての研修会の実施等が必要と回答している。(グラフ 5)

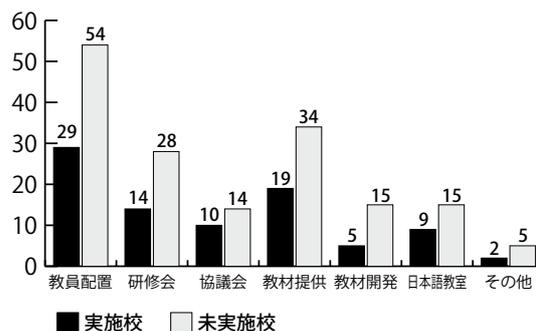
(グラフ 4)

「特別教育課程」を実施していない理由 (学校)



(グラフ 5)

実施していく上での要望 (学校)

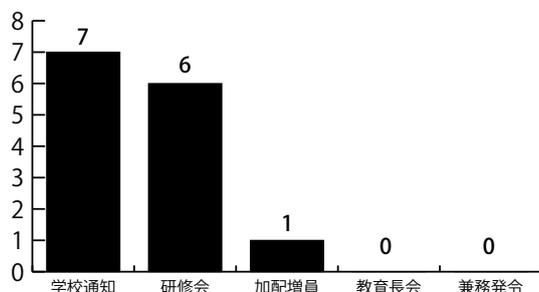


(3) 各県の加配教員の状況および「特別の教育課程」の取組について

- ・外国人集住都市会議参加都市を含む 8 県の教育委員会に日本語指導に関わる加配教員の配置基準についての調査をしたところ、基準を設けているのは 2 県であり、他の 6 県については明確な基準はなく各市町および学校の実態や要望に合わせて配置をしていることがわかった。
- ・また「特別の教育課程」についての各県の取組としては、学校への通知や研修会を実施している県が多く、加配教員の増員措置をした県は 1 県にとどまっている。(グラフ 6)
- ・加配教員配置についての明確な基準のある 2 県においても、日本語指導が必要な児童生徒在籍数 10 人未満の学校への加配がないため、少人数学校への支援が不足していると考えられる。新制度導入における対応として、特に少人数学校への日本語指導教員の兼務発令などの対応が有効と考えられる。

(グラフ 6)

8 県における「特別課程」についての取組状況



- (4) 「特別の教育課程」推進にあたっての会員都市における主な取組
- ①制度改正周知（学校通知、校長会、学校担当者会等）
 - ②学校担当者研修会（制度理解、対象児童生徒の日本語能力判定、指導計画作成等）
 - ③各校での日本語能力判定会議の実施
 - ④市独自の日本語能力判定指標作成についての検討
 - ⑤市独自の初期日本語指導カリキュラムの作成
- (5) その他 外国人児童生徒支援についての会員都市における主な取組
- ①初期日本語支援教室
 - ②夏休み学習会の実施
 - ③進学ガイダンス、進路相談会の実施
 - ④プレスクールの実施
 - ⑤外国人児童生徒支援員の配置

提 言

【国への提言】

- (1) 「特別の教育課程」を推進し、全ての外国人児童生徒への支援体制を充実させるために、外国人児童生徒に対応した教員定数の特例加算の充実を図る。
- (2) 外国人児童生徒の日本語能力把握や日本語指導、プレクラスの実施やセンター校設置、母語支援員や日本語指導補助者の派遣については、どの都市においても必要な事業であるため、これらを対象とした「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」の更なる拡充を図る。
- (3) 「特別の教育課程」推進にあたっては、管理職及び担当者説明会および指導者研修会の充実とともに、大学等の教員養成課程において日本語指導方法等のカリキュラムを義務づける。
- (4) 「特別の教育課程」実施においては、個々の外国人児童生徒に応じた「個別の指導計画」作成が重要となるが、そのための資料および現在各学校が活用している文科省作成の日本語教材について、新たな開発と提供を行う。

【県への提言】

- (1) 外国人児童生徒の日本語習得や学力定着を促進するための支援として、各県における日本語指導にかかる教員の適正配置の基準設定について検討する。
- (2) 兼務発令等による少人数学校への支援など「特別の教育課程」にかかる加配教員の適正配置を行う。
- (3) 「特別の教育課程」実施についての理解促進を図るために、各県における管理職、担当教員及び関係機関を対象とした「特別の教育課程」推進および指導力向上のための研修会の充実を図る。

3. 高校進学後の日本語指導が必要な生徒への支援等について

現状と課題

外国人の子どもの高校への進学は、都道府県によって、入学受験の際の時間延長やルビ付き試験問題による選抜や、「外国人特別枠」といった枠を設ける特別措置がある。高校へ進学する外国人生徒は増加しているが、入学後の生徒への支援体制が不十分なことにより、生徒の学力や進路の保障が十分とはいえないケースが報告されている。

会員都市の状況

「長野・岐阜・愛知ブロック内3県 外国人の子どもへの高等学校における支援と課題に関する調査（2013年度予備調査実施・2014年度ヒアリング実施）」概要と結果

【調査概要】

○調査対象：長野県教育委員会、岐阜県教育委員会、愛知県教育委員会
県立全日制高等学校7校、県立・市立定時制高等学校8校

主な調査項目：（1）県教育委員会調査

- ①各県の在籍生徒数 ②日本語指導が必要な生徒の在籍状況
- ③日本語指導が必要な外国人生徒の母語別状況
- ④教育委員会の支援事業の概要 ⑤市町村や関係機関との連携の課題

（2）各高等学校調査

- ①日本語指導が必要な生徒への支援内容 ②支援に係る課題
- ③県や関係機関へ求める施策

【調査結果と課題】

（1）在籍生徒数（2013年度予備調査より）

定時制のほうが、全日制に比べて日本語指導が必要な生徒（日本国籍の生徒を含む）の比率が高いことがわかる（表1）。

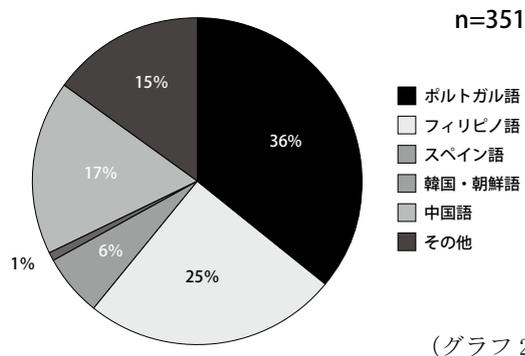
（表1）在籍している生徒数並びに日本語指導が必要な生徒数（3県全体）（単位：人）

	H24. 5. 1 現在	
	全在籍生徒数	日本語指導が必要な生徒数
(1) 全日制での在籍生徒数	292, 652	153
(2) 定時制での在籍生徒数	9, 976	198
(3) 通信制での在籍生徒数	12, 306	0
合計 ((1)+(2)+(3))	314, 934	351

(2) 日本語指導が必要な生徒の母語別状況と支援員の母語別状況

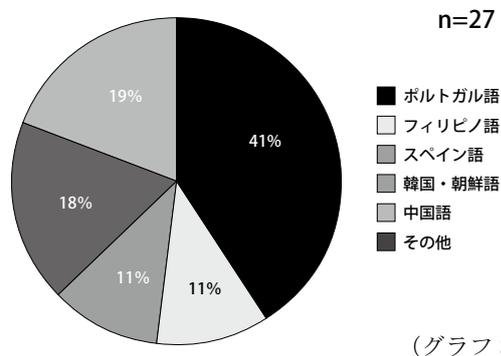
ポルトガル語やスペイン語といった南米系の言語と並んで、フィリピン語、中国語の比率が高い(グラフ2)。また、学校現場では、全日制課程・定時制課程とも生徒の母語の多様化に伴い、支援員も多様な言語を用いる人材が必要になっている(グラフ3)。

日本語指導が必要な生徒の母語別状況



(グラフ2)

支援員の母語別状況



(グラフ3)

(3) 学校現場での指導方法

入学方法(特別枠による入学か否か)やそれまでの学習歴が異なるため、その一人ひとりに適した指導を行っている(表4)。

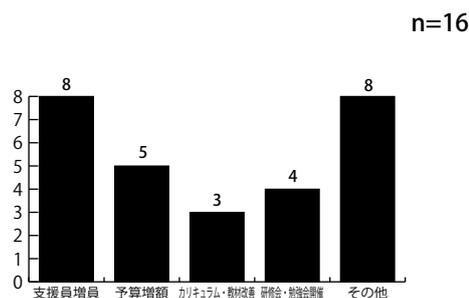
(表4) 全日制課程・定時制課程における指導内容・方法(複数回答)

指導内容	取り出し指導	在籍学級での指導	放課後などの指導	その他	合計
日本語支援	5	5	8	2	20
母語支援	0	0	2	0	2
教科指導	6	1	7	0	14
その他	0	0	1	2	3
合計	11	6	18	4	39

(4) 県や関係機関に求める施策

支援員の増員や予算の増額、研修会・勉強会の開催と充実が施策として求められている(グラフ5)。

県や関係機関に求める施策



(グラフ5)

(5) 会員都市にある高校での独自の取組

- ・日本語能力検定試験に向けての指導、長期休業中の学習会、日本語スピーチコンテストに向けての指導。
- ・就職支援として、キャリア教育アドバイザーの配置や会社訪問などを実施。

(6) 課題

- ・支援員の配置により、言葉の面での不安が解消され、学校生活を安心して送ることができるという成果を上げているが、その一方、支援が必要な生徒が増加しているにもかかわらず、緊急雇用創出支援事業基金を財源として実施している県からは制度の継続性についての課

題が挙げられた。また、支援員が年度当初に配置されていないケースもあり、学校現場の状況に合わせた支援が求められる。

- ・ 日本語能力が乏しいため、人間関係が築けず孤立しがちになり、不登校へと繋がる生徒がいる。
- ・ 高校の先にある大きな目的のためには、自ら考え、自立を促す必要があり、支援のしすぎも自立への弊害となりかねない。
- ・ 学校として、生徒の在留資格等や法制度に関する情報に乏しい。
- ・ 保護者を交えた懇談において、日本語がわからない保護者に、進路指導や生活指導の内容が正確に伝わっているのか疑問である。
- ・ 外国にルーツを持つ生徒といっても日本語が堪能な生徒からほとんど理解できない生徒まで状況はさまざまであり、生徒に適した指導が必要である。
- ・ 保護者の帰国の方針が決まらないため、生徒は卒業後の進路希望を決められずに不安に感じている。

提言

【国への提言】

- (1) 緊急雇用創出事業等の活用により採用した母語の話せる支援員の雇用を長期的かつ安定的に継続できるよう財政的支援の充実を図る。
- (2) 日本語指導を行う教員のスキル向上に資する研修に対して、財政的支援を行う。
- (3) 日本語指導にかかる加配教員の充実と外国人生徒に対する支援員・相談員の配置に対して財政的支援を行う。
- (4) 大学進学に向けた日本語指導や進路指導を行う専門の日本語教員の養成及び研修を実施する。
- (5) 生徒の社会的自立・職業的自立を促すためにキャリア教育の推進を図る。

【県への提言】

- (1) 国と連携して、母語の話せる支援員の雇用を長期的かつ安定的に継続できるよう財政的支援の充実を図る。
- (2) 年度当初から支援員の配置を行う。
- (3) 県教育委員会や教育事務所に、市町村教育委員会や市町村の多文化共生部門との連携を担当するコーディネーターを配置する。
- (4) 日本語指導を行う教員のスキル向上に資する研修の充実を図る。
- (5) 教員、支援員のための日本語学習（指導）の教材・マニュアル等を整備する。
- (6) 国と連携して、キャリア教育の推進を図る。
- (7) 子どものキャリア教育や進路指導の際には保護者の理解が欠かせないため、外国人生徒の保護者への支援を行う。
- (8) 高校を卒業し社会へ送り出せるように、高校入学後についても特別な配慮を可能にする体制を構築する。

【経済界への提言】

- (1) 企業が、高等学校の外国人卒業者を積極的に雇用することを支援する。

4. 定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」について

現状と課題

定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」は、2008年（平成20年）秋以降の景気後退により不就学・自宅待機となっている日系ブラジル人等定住外国人の子どもたちが、公立学校等へ円滑に転入できることを目的として、2009年度（平成21年度）より、文部科学省からIOM（国際移住機関）への拠出による運営で開始された。当初は3年間で終了の予定であったが、外国人集住都市会議だけでなく、そのほかの自治体や外国人学校からも、継続に向けた多くの要望があったことから、2014年度まで事業が延長された。

事業最終年度を迎える2014年9月現在、国は、事業のさらなる継続を求める現場からの声を受け、2015年度（平成27年度）以降についても事業を継続する方針について明らかとなったが、現状、詳細については未定となっている。

会員都市の状況

2014年度「虹の架け橋教室」実施団体への、現状調査アンケートについて

【調査概要】

- 調査期間 2014年（平成26年）6月30日～7月15日
- 調査対象 2014年度 定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」実施団体（22団体）

（※は外国人集住都市会員都市）

	実 施 団 体 名	所在地
1	NPO法人 国際社会貢献センター	常総市
2	NPO法人 SAKU・ら	真岡市
3	NPO法人 多文化共生センター東京	荒川区
4	NPO法人 青少年自立援助センター	福生市
5*	社会福祉法人 青丘社	横浜市
6	NPO法人 日本ペルー共生協会	大和市
7	宗教法人 日本聖公会中部教区・名古屋学生青年センター（岐阜）	岐阜市
8	美濃加茂市教育委員会	※美濃加茂市
9	NPO法人 可児市国際交流協会	可児市
10	NPO法人 ARACE	※浜松市
11	学校法人 ムンド・デ・アレグリア学校	※浜松市
12	NPO法人 日本インターネットスクール協会静岡事務局B（焼津）	焼津市
13	NPO法人 日本インターネットスクール協会静岡事務局A（菊川）	※菊川市
14	学校法人 カンティニーニョ学園	※豊橋市
15	豊川市	豊川市
16	学校法人 イーエーエス伯人学校	碧南市

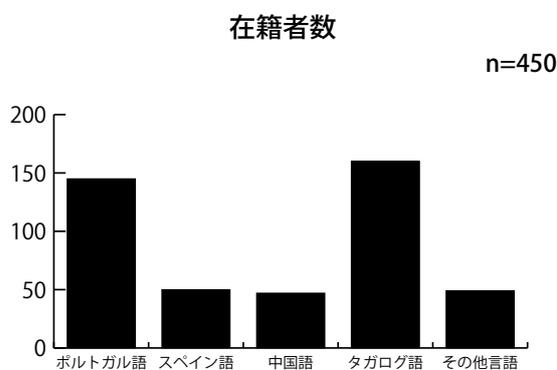
17	NPO法人 トルシーダ	※豊田市
18	宗教法人 日本聖公会中部教区・名古屋学生青年センター（尾張旭）	尾張旭
19	国立大学法人 愛知教育大学	豊明市
20	鈴鹿市教育委員会	※鈴鹿市
21	NPO法人 外国籍住民自立就労協会	近江八幡市
22	NPO法人 安芸高田市国際交流協会	安芸高田市

※NPO法人 ABC ジャパン、NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわとの共同申請

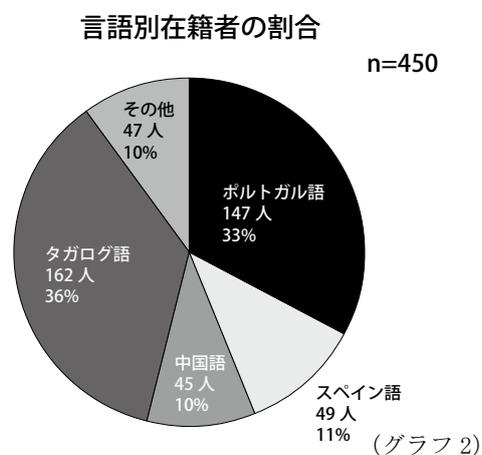
【アンケート調査の結果】

(1) 在籍者数について

2014年4月1日現在、「虹の架け橋教室」の在籍者数は450名で、言語別ではタガログ語を母語とする者が多く、全体の36%を占める。続いて、ポルトガル語33%と続き、以下スペイン語と中国語、その他言語が約10%ずつとなっている。(グラフ1及びグラフ2)



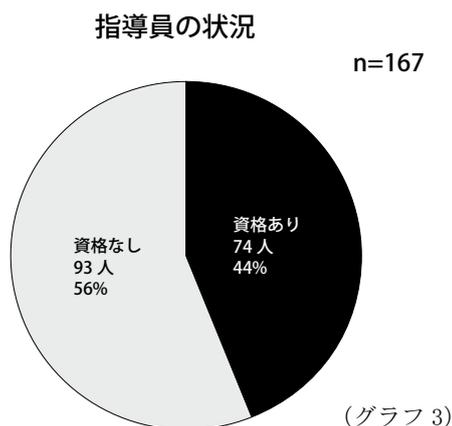
(グラフ1)



(グラフ2)

(2) 指導員（日本語指導員・教科指導員・バイリンガル指導員）について

指導員のうち教員の資格を持っているのは、全体の約4割にとどまっている。(グラフ3)



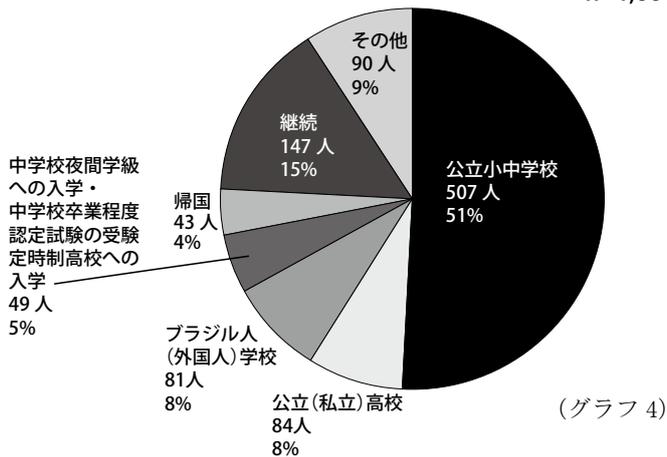
(グラフ3)

(3) 教室終了後の就学状況について

2013年における教室終了後の就学状況をみると、約半数にあたる51%の子どもが公立小中学校へ就学している。ブラジル人（外国人）学校への就学や公立（私立）高校への進学、中学校夜間学級への入学・中学校卒業程度認定試験の受験・定時制高校への入学を合わせると、約7割の生徒が何らかの形で就学等しており、この事業の成果がうかがえる。(グラフ4)

2013 年度就学状況

n=1,001



【定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」に係る課題（実施団体からのアンケート記述による）】

（1）事業に係る課題

①在籍する子どもについて

子どもたちが不就学・自宅待機に陥った原因について、保護者の経済的な事情だけでなく、家庭環境や学校でのいじめ・友人関係のトラブル、学習の遅れや発達障害等、多岐にわたるとの指摘がある。また、就学年齢前の子どもや就学年齢を過ぎた子どもについては、義務教育年齢にあたらないため、事業の終了により公的支援の対象外となり、学びの場がなくなることを懸念する声も大きい。

②教室・施設について

教室の設置場所について、事業の実施要綱では、公立学校の空き教室などを可能な限り活用することとしているが、実施団体によっては賃貸物件を利用しており、経費の負担が大きい。また、年齢の異なった子どもや個別の授業内容に対応するため、複数の教室を必要とすることから、施設の確保に苦慮しているとの声もあった。

③スタッフ（日本語・教科・バイリンガル各指導員及びコーディネーター）について

単年度ごとの委託事業であるため、専門的な知識を持ち、経験を積んだ指導員を継続して雇用することが困難であるとの意見が数多くあった。また、課題①で取り上げた多様な背景を持つ子どもや学力に差がある子どもたちに対し、一斉指導を行うことは難しく、個別指導をせざるを得ないことから、指導者の負担を挙げる声もあった。さらに、在籍する子どもたちの多国籍化にともない、バイリンガル指導者の必要性を訴える声も聞かれた。

④子どもの送迎について

教育委員会や大学、NPO、ブラジル人学校等、多様な主体によって運営がなされているため、在籍する子どもたちが広範囲な地域に及び、教室へ自分で通うことが困難な場合が多い。実施団体によっては、子どもの送迎をバスで行っているが、運行に係る人的・経済的負担が大きい。また、上記の理由から入室待機の子どもの生じることもあり、問題となっている。

⑤在籍期間について

この事業では、子どもの在籍期間について、公立学校等への転入が見込めるまでの6か月としている。しかし、6か月で日本語を習得し学年相当の学力を身に着けることは困難であり、教室の終了後も放課後に学習指導を行うなど、継続して子どもたちの支援を行っているという声も多く聞かれた。

(2) 事業を取り巻く環境に係る課題

①教室を終了した子どもたちに対する支援の必要性について

公立学校における受入体制及び支援体制づくりを要望する声があった。具体的には、一時的又は正式な下学年への編入の取り扱いについて、各自治体に弾力的な取り扱いを求める声や、今年度から実施されている「特別の教育課程」での日本語指導について、実施を促す要望などである。

②保護者の教育に対する意識について

教育に対する意識向上に向けた取組や、日本の学校制度及び教育制度の理解促進に向けた働きかけが必要との意見があった。

提言

【国への提言】

- (1) 定住外国人の子どもの就学支援事業「虹の架け橋教室」の現状及び課題を踏まえ、長期的な視点に立った事業の継続を図る。
- (2) 「虹の架け橋教室」実施団体の実情を踏まえたうえでの財政的支援及び、事業の効果的推進に向け、公立学校における外国人児童生徒等の受入体制・支援体制の整備を行う。

5. ブラジル人学校について

現状と課題

外国人の集住都市におけるブラジル人学校は、将来的にブラジルへの帰国を想定している児童・生徒、あるいは日本の学校になじめない児童・生徒の受入れなど外国人（主にブラジル人）の教育を担う主要な機関の一つとして大変大きな役割を果たしている。

しかしながら、ブラジル人学校の各種学校認可については、都道府県ごとに認可の基準が異なり、経営が安定せずに閉校を余儀なくされた学校もある。また、授業料が高額であったり、生徒達は将来日本に定住するかもしれない中、日本語学習に十分は時間が取れない等といった課題がある。

会員都市の状況

外国人集住都市会議都市内のブラジル人学校現状調査アンケートについて

【調査概要】

- 調査期間 2014年6月30日～7月15日
- 調査対象 外国人集住都市会議全26都市内 ブラジル教育省認可の全24校
(回答数 21/24校)

	学 校 名	課 程 名			所在地
		幼児 教育	初等 教育 (義務 教育)	中等 教育 (高校)	
1	エスコラ・カンチーニョ・ブラジレイロ		○	○	豊橋市
2	エスコラ・アレグリア・デ・サベール豊橋校	○	○	○	
3	エスコラ・アレグリア・デ・サベール豊田校	○	○	○	豊田市
4	エスコラ・ネクター	○	○		
5	エスコラ・ピンタンド・オ・セッチ	○	○		
6	コレージオ・イザーク・ニュートン	○	○	○	美濃加茂市
7	エスコラ・ブラジレイラ・プロフェソール・カワセ	○	○	○	大垣市
8	インスチトゥート・エドカシヨナル・セントロ・ニッポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ	不明	○	○	大泉町
9	インスチトゥート・エドカシヨナル・ジェンテ・ミウーダ	○	○	○	
10	エスコラ・アレグリア・デ・サベール太田校	○	○	○	太田市
11	エスコラ・パラレロ・太田校	不明	○	○	
12	エスコラ・アレグリア・デ・サベール鈴鹿校	○	○	○	鈴鹿市
13	エスコラ・ニッケン	○	○	○	四日市市
14	コレージオ・サンタナ	○	○	○	愛荘町
15	コレージオ・サン・ファミリー	○	○		長浜市
16	エスコラ・フジ	○	○	○	富士市
17	エスコラ・アウカンセ	○	○	○	浜松市
18	コレージオ・ムンド・デ・アレグリア (*ペルー教育省の認可も有)	○	○	○	
19	エスコラ・ブラジル	不明	○	○	
20	エスコラ・アレグリア・デ・サベール浜松校	○	○	○	
21	CEPブラジルセントロ・エドカシヨナル・エ・プロフィシオナリザンテ	○	○	○	磐田市
22	エスコラ・オビジェチーヴォ・デ・イワタ・チア・ホーザ	○	○	○	
23	セントロ・エドカシヨナル・ソヒーゾ・デ・クリアンサ	○	○	○	菊川市
24	セントロ・デ・エンシノ・ニポ・ブラジレイロ	○	○	○	

(注意) 浜松市のムンド・デ・アレグリアはペルー教育省の認可も受けている。調査結果中の「ブラジル人学校」という文言は、「南米系外国人学校」とも読み替えられる。

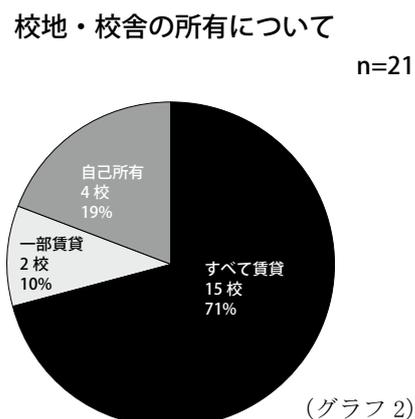
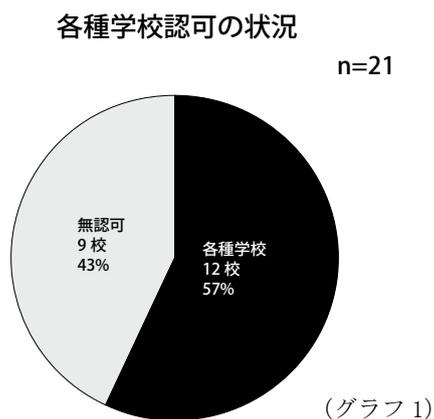
【調査結果】

(1) 各種学校認可の状況

今回調査を実施したブラジル教育省認可のブラジル人学校のうち、各種学校として認可を受けている学校は12校で、半数強にとどまっている。(グラフ1)

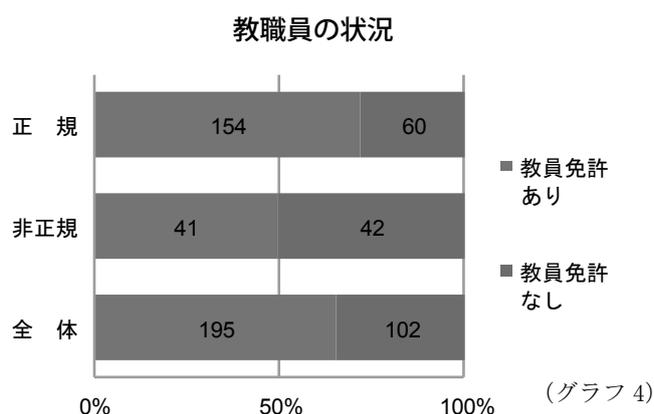
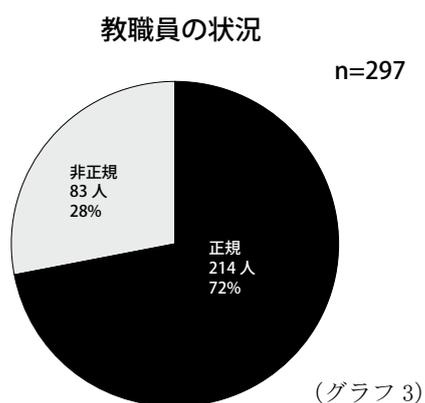
(2) 校地・校舎の所有状況について

校地・校舎ともに自己所有している学校は4校のみ。それ以外の17校は、すべて又は一部を賃貸している。とりわけ、校地・校舎すべてを賃貸している学校は、15校に及ぶ(グラフ2)。



(3) 教職員の状況について

教職員全体の約7割が正規教員であり、そのうちの約7割がブラジルの教員免許を所持する一方、非正規教員では半数しか教員免許を所持していない。(グラフ3、グラフ4)



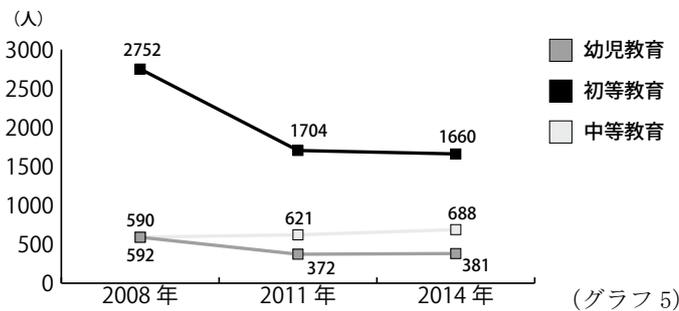
(4) 生徒数の推移について

幼児教育課程及び初等教育（義務教育）課程については、リーマンショック後（2011年）生徒数が大幅に減少し、その後現在に至るまでほぼ横ばい状態である。一方で、中等教育（高校）課程については、リーマンショック前（2008年）から現在に至るまで、わずかながら生徒数が増加している。（グラフ5）

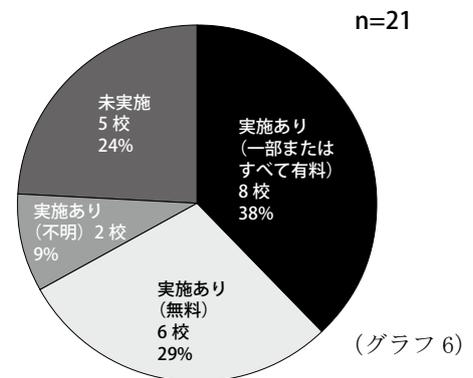
(5) 健康診断の実施状況

調査した学校のうち、健康診断を実施していない学校は5校であった。また、実施していると回答した16校のうち、無料で行っているのは6校であり、約半数の8校は、一部またはすべてを有料（自己負担）で行っている。（グラフ6）

生徒数の推移（各年5月1日現在）



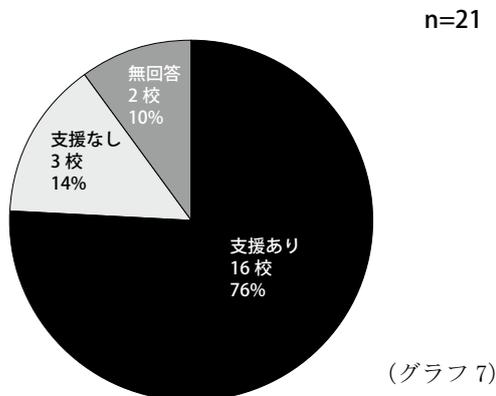
健康診断の実施状況



(6) 自治体、企業及び民間団体からの支援

全体の約8割弱の16校が地元自治体や企業、民間団体等から何らかの支援を受け学校経営を行っている。（グラフ7）

自治体、企業及び民間団体等による支援



【ブラジル人学校（南米系外国人学校）に係る課題（実施団体からのアンケート記述等より）】

①経営基盤の安定化について

ブラジル人学校（南米系外国人学校）における最大の課題として、多くの学校から挙げられたのは、経営基盤の安定化である。平成20年（2008年）秋のリーマンショックに端を発した世界同時不況の影響により、ブラジル人学校（南米系外国人学校）に通う生徒は大幅に減少し、閉校が相次ぐとともに学校の統廃合が進行した。しかしながら、現在に至るまで生徒数に回復の兆しが見えないことに加え、親の仕事の都合や家庭の経済状況によって、日本国内での移動（転校）や本国への帰国を余儀なくされることで、今もなお生徒数が変動し、学校経営に影響を与えているというものである。

ブラジル人学校（南米系外国人学校）の経営基盤の安定化については、国は都道府県に対して、各種学校設置・準学校法人設立の認可基準の弾力化を図るよう促しているにも関わらず、今回調査を実施したブラジル人学校（南米系外国人学校）の中には、未だ各種学校としての認可を受けていないブラジル人学校もあった。その理由として、各種学校になるメリットがわからないという情報不足によるものと、申請方法の手順を挙げる声があった。

一方で、既に学校法人を設立し各種学校として認可されたブラジル人学校であっても、経営の維持が困難であるという意見もあった。

②校地・校舎等、学校施設について

前述したような生徒数の変動にともなう収益減少のため、校地・校舎等の学校施設を借用している学校では、その賃借料が学校経営をさらに圧迫しているとの声があった。また、校地・校舎を自己所有している学校でも、施設の維持管理にかかる費用負担が大きいため、十分な施設改善ができないとの意見が聞かれた。

③教職員について

教職員については、人材不足の深刻さが明らかになった。日本国内において、ブラジル本国の教員免許を所持し、実務経験を積んだ人材を採用することは非常に困難を極めるだけでなく、生徒数の変動にともない教員数を調整せざるを得ない状況に陥ったり、経験を積んだ教員が、家庭の事情等でブラジル本国へ帰国せざるを得ないことも多く、一定レベルの水準の教員を確保することが困難であるとのことである。また、日本語教育を行う教員の確保が難しいとの声もあった。

④生徒の進路及び、進学状況について

初等教育（義務教育）課程を卒業した生徒のほぼ全員が中等（高校）課程へ進学する。一方で、各学校によって状況の違いはあるものの、中等課程を卒業した生徒が本国の大学へと進学する事例は少なく、家庭の経済的な事情や家族環境、モデルケースの不在等の理由により、日本国内にとどまって、工場で派遣労働者として働くことが多いという報告があった。

それとは対照的に、中等課程を卒業した後、日本の大学で学んで日本企業へ就職し、日本とブラジル両国の架け橋となって活躍するであろう生徒の存在を指摘する声もある。

こうした将来的に日本社会の一員として暮らしていく生徒たちが、日本の学校や会社に適応しながら、社会生活を送ることができるようにするため、日本の教育（学校）制度や日本文化、社会の仕組みを指導することが必要であるとの声が聞かれた。

⑤生徒の健康について

生徒の心身両面の健康状態について、懸念する声があった。身体的な面はもちろんのこと、一部の学校では、年齢に見合った能力を持たなかったり、学習能力が極端に低いといった、いわゆる指導の困難な生徒も見受けられることから、精神心理面のケアの必要性を訴える意見もあった。

提言

【国への提言】

- (1) 卒業後、日本社会で暮らしていく生徒たちがいることを考慮し、南米系外国人学校が運営面や現場において抱える様々な課題の把握につとめるとともに、子どもたちの学びが保障されるよう、各種関係機関への働きかけや必要な情報の提供を強化・継続する。

【県への提言】

- (1) 卒業後も日本社会で暮らしていく生徒たちがいることを考慮し、各種学校、学校法人への認可基準の緩和と経営補助の見直し（増額）を図る。
- (2) 日本語教育の充実を図るため、南米系外国人学校への日本語教師の派遣及び派遣に際して財政的支援を行う。
- (3) 卒業後も日本社会で暮らしていく生徒たちを考慮し、南米系外国人学校におけるキャリア教育の推進を図るとともに、日本社会のしくみや教育制度の理解についての促進を図る。

【経済界への提言】

- (1) 学校経営を援助するための財政的支援や、子どもたちへの直接的支援を行う。

資料

資料 1

図表：外国人集住都市会議から国へ出された外国人の子どもの教育の課題に対する過去提言内容と依然として残る課題について

分類 1	分類 2	外国人集住都市会議による過去提言内容	国の対応	残された課題
教育体制	基本方針	日本語学習を学校教育の一環として制度化	・日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導について、学校における教育課程として位置付けられるよう、学校教育法施行規則の一部を改正し、2014年度から「特別の教育課程」を編成・実施することを可能とした	・日本語指導が必要な児童生徒が少数の学校に対して支援が必要 ・推進にあたっては、具体的な実施方法等の周知が必要
	指導体制	外国人児童生徒の教育に関わる教員の定数配置の拡充	・外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての加配定数を引き続き措置するとともに、その配置の改善について検討を行う	・初期指導や日本語指導を行うための教員について十分な配置が行えるよう、教員の定数措置の更なる拡充が必要
	指導方法	外国人児童生徒の日本語能力測定方法の策定	・学校において利用可能な日本語能力を把握するための評価マニュアルである「JSL対話型アセスメントDLA」を平 2013年度に開発・配布した	・日本語能力の測定方法普及のため、十分な研修機会が必要
	人材育成	日本語指導を行う教員のスキル向上に資する研修の充実	・教員研修のための「外国人児童生徒教育研修マニュアル」を2013年度に開発・配付した ・外国人児童生徒等の教育に関わる教員や管理職及び指導主事等を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を引き続き実施する	・研修機会の更なる充実が必要
	進学	高校進学への支援	・高校への進学を希望する生徒の受入れについての環境整備を支援するため、受入体制が整備されている高校の事例把握やその情報提供に努める ・外国人の子供等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように、全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子による受験を可能とし、日本語能力試験 N2 以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を引き続き講じる	・高校進学した外国人生徒の半数近くが日本語能力に課題を抱えている現状を踏まえ、高校においても日本語支援が必要 ・外国人生徒へのキャリア教育や進路指導にあたっては、本人はもとより保護者への教育も必要

分類1	分類2	外国人集住都市会議による過去提言内容	国の対応	残された課題
	不就学対策	「定住外国人の子どもの就学支援事業（虹の架け橋教室事業）」の継続	・本事業の最終年度に当たり、2015年度以降の支援の在り方について検討を行う	・2015年度以降についても継続的な事業の実施が必要
外国人学校	経営安定化	外国人学校への支援	・2001年度に作成した「準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル」の周知を引き続き図るとともに、外国人学校の各種学校設置認可等を促進するため、都道府県に対し、地域の実情に応じ、当該認可等の弾力的な取扱いについて引き続き促す	・教育環境の整備を推進するため、準学校法人化・各種学校化を促進し、経営の安定化が必要
就学前	日本語等支援	就学前児童に対する日本語等支援	—	・外国人児童が円滑に小学校教育を受けられるよう、就学前の早期からの日本語等指導が必要 ・言語の多様化に伴う通訳・翻訳を担う人材の確保が必要

特別の教育課程に関する調査結果

(調査1) 「特別の教育課程」実施状況把握のための小中学校への調査

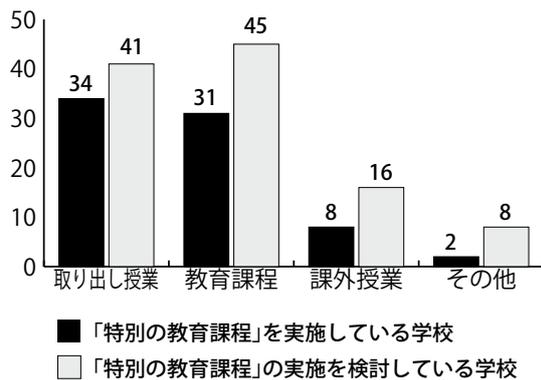
(1) 調査対象小中学校 26 都市公立小中学校抽出 102 校

抽出条件	校数
「特別の教育課程」を実施、加配措置のある学校	32
「特別の教育課程」を実施、加配措置の無い学校	4
「特別の教育課程」の実施を検討中、加配措置のある学校	31
「特別の教育課程」の実施を検討中、加配措置の無い学校	35
合計	102

(2) 日本語指導が必要な児童・生徒に対し、どのような形態の日本語指導を実施していますか。

「特別の教育課程」実施の有無	取出し授業	通常の教育課程	放課後等課外授業	その他
実施している学校	34	31	8	2
実施を検討している学校	41	45	16	8
合計	75	76	24	10

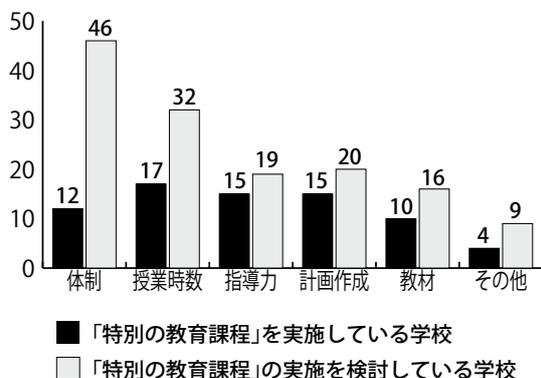
※その他 担任による配慮、訪問支援、母語支援員による指導 等



(3) 「特別の教育課程」を実施していく上で、課題となることはどのようなことですか。

「特別の教育課程」実施の有無	体制	授業時数	指導力	計画作成	教材	その他
「特別の教育課程」を実施している学校	12	17	15	15	10	4
「特別の教育課程」の実施を検討している学校	46	32	19	20	16	9
合計	58	49	34	35	26	13

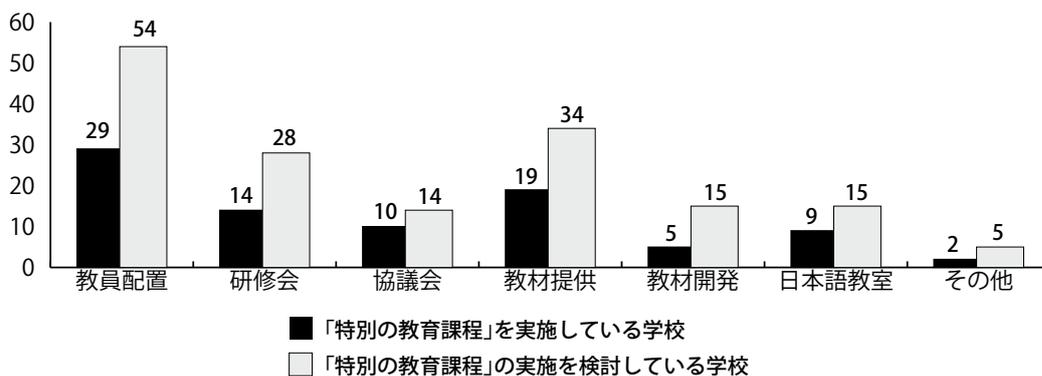
※その他 財政措置、学級や教科学習との連携・調整、学校内の認識や理解不足、保護者の理解、教室の不足 等



(4) 「特別の教育課程」を進めるにあたり、市教委や国・県・国際交流団体等の関係機関へ要望することは何ですか。

「特別の教育課程」実施の有無	教員配置	研修会	協議会	教材提供	教材開発	日本語教室	その他
「特別の教育課程」を実施している学校	29	14	10	19	5	9	2
「特別の教育課程」の実施を検討している学校	54	28	14	34	15	15	5
合計	83	42	24	53	20	24	7

※その他 財政措置、支援員の増員、会場、初期支援指導体制の継続、教科研修会 等



(5) 「特別の教育課程」の個別の指導計画をどのように作成していますか。

*実施している学校(36校)のみ回答

学校独自の様式により作成	14
市全体で統一された様式により作成	17
文科省から提示された参考様式により作成	2

(6) 「特別の教育課程」の指導者は誰ですか。 *実施している学校(36校)のみ回答

日本語指導を担当する教員免許を持つ加配教員	20
教員免許を有する教員と日本語指導者または母語支援員	23
学級担任や管理職など日本語指導の加配ではない教員	3

(7) 「特別の教育課程」を実施していない(できない)理由はどのようなことですか。 *実施を検討している学校(66校)のみ回答

日本語指導担当教員の配置等日本語指導の体制が不十分	36
日本語指導に係る授業時数の確保が難しい	30
日本語指導担当教員の指導力が不十分である	7
児童生徒一人ひとりに応じた日本語指導計画の作成・評価ができない	20
日本語指導に必要な教材等が不十分である	20
既に日本語指導に十分取り組んでおり、改めて取り組む必要性を感じない	5
「特別の教育課程」について、具体的な進め方がわからない	13
その他	13

※その他 理解不足、教科学習との調整、体制整備中 等

(8) 「特別の教育課程」を実施していない学校の日本語指導者は誰ですか。 *実施を検討している学校(66校)のみ回答

日本語指導を担当する教員免許を持つ加配教員	26
教員免許を有する教員と日本語指導者または母語支援員	34
学級担任や管理職など日本語指導の加配ではない教員	21
教員免許を有しない日本語指導者	10
その他	7

※その他 教科担任、学習ボランティア、外国人相談員 等

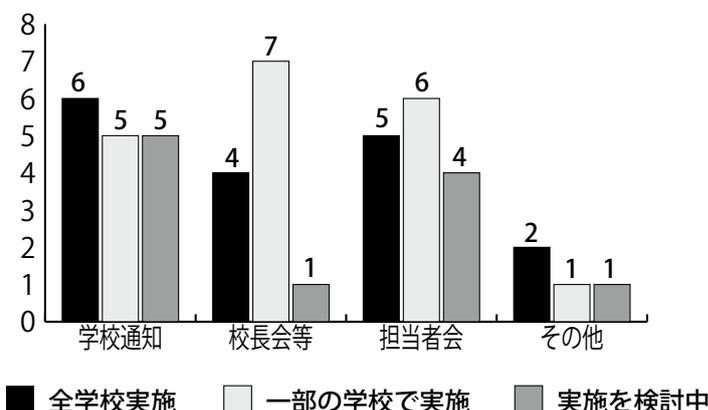
(調査2) 「特別の教育課程」実施状況把握のための26都市教育委員会への調査

1. 「特別の教育課程」の各学校への周知および市教委としての取組について

(1) 周知について

	学校通知	校長会等	担当者会	その他
全学校で実施	6	4	5	2
一部の学校で実施	5	7	6	1
実施を検討中	5	1	4	1
計	16	12	15	4

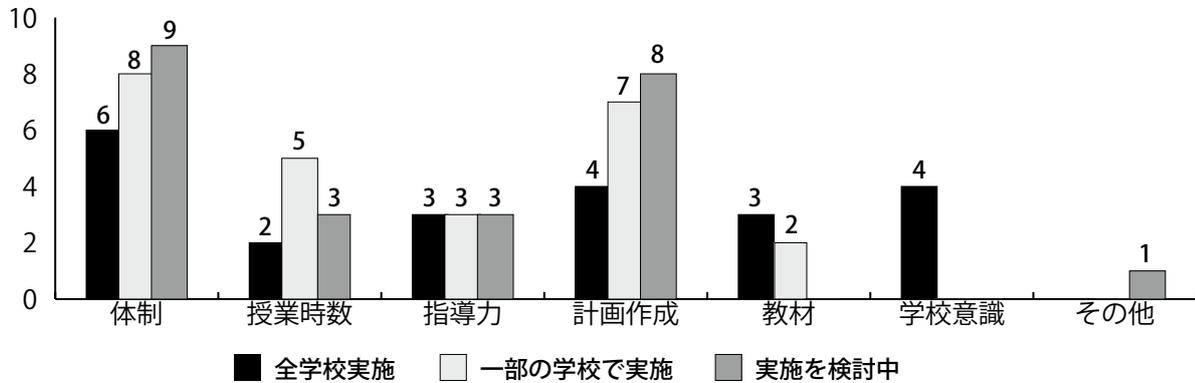
※その他 指導者研修会 等



2. 「特別の教育課程」を実施していく上で、課題となることはどのようなことですか。

	体制	授業時数	指導力	計画作成	教材	学校意識	その他
全学校で実施	6	2	3	4	3	4	
一部の学校で実施	8	5	3	7	2		
実施を検討中	9	3	3	8			1
計	23	10	9	19	5	4	1

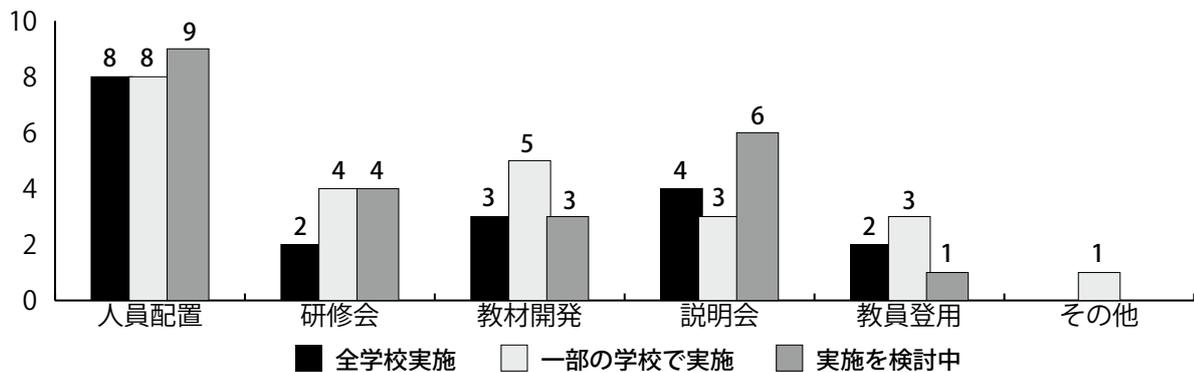
※その他 教科学習との調整



3. 今後「特別の教育課程」を推進していくにあたり、国、県、関係機関へどのようなことを要望しますか。

	人員配置	研修会	教材開発	説明会	教員登用	その他
全学校実施	8	2	3	4	2	
一部の学校で実施	8	4	5	3	3	1
実施を検討中	9	4	3	6	1	
計	25	10	11	13	6	1

※その他 NPO 等への継続的な財政支援



(調査3) 8 県(群馬、長野、岐阜、愛知、静岡、三重、滋賀、岡山)の教育委員会への調査

1. 各県の加配基準

加配基準の有無	県数	加配基準および加配に係る対応内容
明確な基準のある県	2	<p>(A県)</p> <p>(1)小学校</p> <p>① 日本語教育が必要な児童生徒の人数に応じ、市町村に予算の範囲内で配置 在籍児童 10 人以上の学校 1 校につき…1 人、31 人以上…2 人、51 人以上…3 人、71 人以上…4 人、91 人以上…5 人</p> <p>② 県教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配置</p> <p>(2)中学校</p> <p>① 日本語教育が必要な児童生徒の人数に応じ、市町村に予算の範囲内で配置 在籍生徒 10 人以上の学校 1 校につき…1 人、21 人以上…2 人、31 人以上…3 人、41 人以上…4 人</p> <p>② 県教育委員会が必要と認めた市町村に予算の範囲内で配置</p> <p>(B県)</p> <p>① 小中学校において日本語指導が必要な児童生徒 13 名につき、原則 1 名の配置</p> <p>② 上記に加え、小学校 47 名以上、中学校 30 名以上に追加で 1 名配置</p>
明確な基準は無いが、実情に応じて対応している県	6	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や市町村教委、教育事務所の要望を考慮して配置 ・学校訪問での情報や学校の要望を考慮して配置 ・学校や市町村教育委員会の要望と把握した実態を考慮して配置 ・国から配置された加配を、日本語指導が必要な児童生徒が多い学校から配置 ・日本語指導が必要な児童生徒数をもとに、市町村教育委員会からの要望等を考慮して配置 ・日本語指導の必要な児童生徒の人数や継続性等を考慮し配置

2. 「特別の教育課程」についての取組

取組内容	県数
市町村教育委員会を通じて各学校へ文書で既に通知または予定	7
担当教員研修会等を既に実施または予定	6
教育長会等で説明会を既に実施または予定	0
加配教員の増員	1
少人数学校に対応した日本語教員の複数校兼務発令を実施または予定	0

多文化共生社会における防災のあり方 ～共に助け合える地域づくりに向けて～

地震大国と呼ばれる日本。我々は、この 20 年ほどの間に阪神淡路大震災や新潟中越沖地震、そして東日本大震災を体験した。その経験を教訓として、津波や建物の倒壊等への対策の重要性が改めて認識され、様々な対応策が取り組まれている。また、近年、集中豪雨による土砂災害や家屋の浸水等の被害が発生し、大雨特別警報が発表されるなど、住民が避難を迫られる状況が各地で頻繁に起こっている。

災害に対する備えは日本人住民だけでなく、同じ地域で生活する外国人住民にも必要である。外国人集住都市会議加盟都市では、災害時に外国人住民が適切に行動できるよう、多言語による情報発信や防災意識の啓発等に独自に取り組んできたところであるが、迅速な情報提供や、通訳・翻訳体制の整備等が課題となっている。また、このような課題の克服に向けて、平時より地域における外国人住民を含めた顔の見える関係を築くことが重要である。

現在、国において外国人建設就労者をはじめとする外国人労働者の受け入れや、訪日外国人旅行者の拡大が検討されている。このような外国人も含めた災害時における避難や情報提供などの対応は、受け入れに伴い取り組むべき課題として認識する必要がある。

群馬・静岡ブロックでは、2012 年（平成 24 年）に南米系外国人住民の災害時における情報の入手方法等について調査し、その結果をもとに「災害時における情報提供」及び「災害時に備えた平常時における情報提供」について、国・県・経済界及び報道機関へ提言を行った。今年度は前回調査から対象を広げ、国籍を問わず外国にルーツを持つ住民に対し、災害に対する意識や、災害時に自分が担うことのできる役割等について調査を行うとともに、外国人住民を含めた地域における互助のあり方について検討した。

※外国人集住都市会議会員都市（26 都市）におけるアンケート（資料編を参照）
外国人集住都市会議は南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市で組織されているが、本調査については、ポルトガル語・英語・スペイン語・中国語・日本語の 5 か国語によるアンケートを実施し、日本に 3 か月以上在住する外国にルーツを持つ住民を対象に実施した。

現状と課題

リーマンショックや東日本大震災の影響により、外国人住民の数は減少傾向にある一方で、定住化は確実に進んでいる。

本年 7 月に、外国人集住都市会議参加都市 26 自治体において、外国人住民を対象にアンケート調査を行ったところ、約 1,000 人から回答を得た。

日本での滞在期間に関する設問では、「10 年以上滞在している」が 51.2%、「5 年以上滞在している」を含めると 69.0%となっている。現在（調査実施時。以下同じ）の住まいについては、「民間アパートや借家」「会社が用意したアパート・社宅・寮」「公営住宅」など、賃貸での居住が 75.6%と高い割合を占める一方で、20.6%が「持ち家」と回答し、そのうち 19.7%は、「ローン返済がない」と回答している。今後の日本での滞在予定については、50.6%が「10 年くらい住みたい」「永住したい」または「帰化したい」と回答し、長く日本に住み続けたいと考えていることがわかる。

日本語能力については、簡単な会話ができる割合が高いものの、読む能力や災害時に使われる用語の認知度は低い。

日本語を話す能力は、『話せる』と『少し話せる』を合わせると93.5%で、ほとんどの回答者が日本語で簡単な会話ができる。一方で、日本語を読む能力については、77.9%が「日本語の新聞が読める」「簡単な漢字は読める」または「ひらがな、カタカナは読める」と回答しているが、20.9%が「読めない」と回答している。

災害時や緊急時に使う用語についての認知度を調査したところ、「地震」「台風」「津波」については、80%を超えていたが、「避難」や「余震」等その他の単語の認知度は20%から40%程度と低く、災害時に使う日本語教育の重要性を再認識した。

一方で、台風や地震などに関する情報を得る方法については、日本語能力に関わらず75.5%が「テレビ」と回答し、信頼できる情報の発信元については、81.8%が「日本のマスコミ」と回答し、災害時に外国人住民を含め広く情報発信を行うためには、テレビ等のマスコミを活用することが有効であると考えられる。

市町村や自治会が主催する地域の防災訓練への参加については、54.7%が「参加したことがない」と回答している。その理由は、「防災訓練の情報を知らなかった」が47.0%、「仕事が入っており時間が合わなかった」が33.0%、「日本語がわからなかった」が20.3%であった。

また、仕事をしている回答者のうち、57.7%が職場で被災した場合の避難所を知らず、34.8%が「職場で防災について学べる機会がない」と回答し、職場や企業で働く外国人従業員への防災教育の必要性が伺える。

一方、現在行っている災害への備えに関する設問では、回答者の47.7%が非常時に持ち出せる防災グッズを用意しており、外国人住民の防災に対する関心は決して低くないことがわかる。さらに、「災害があった場合、あなたは動ける状態であれば、地域の人たちのために何かしようと思いますか」という設問には、「特にしようと思わない」が1.6%のみで、回答者のほとんどが、「通訳や翻訳」、「近所で困っている人の手伝い」など、地域の人たちのために手助けをしたいと回答していることから、災害時には、支援者としての活動が期待できることが分かる。

■ 会員都市の取り組み

1. 情報発信

- ・防災訓練における、同報無線の多言語対応
- ・台風などによる警報発令時等の情報を多言語で配信するメールサービス
- ・災害時におけるスピーカー車による多言語放送
- ・コミュニティFM局と連携した多言語放送
- ・外国人向け防災マップ、防災ガイドブック、洪水ハザードマップの作成
- ・フェイスブックで多言語の避難情報掲載

2. 人材育成

- ・外国人ボランティアチームの育成（防災訓練への参加、各種訓練の実施、救命講習会の開催など）
- ・災害時も想定した、外国人応急手当講座（AEDや胸骨圧迫等の心肺蘇生実習）の開催
- ・避難施設を巡り、防災について学ぶ防災バスツアー
- ・地域防災の外国人キーパーソンとして、消防団（男女）への参加呼びかけと育成支援
- ・外国人住民のための避難所体験講習会を実施
- ・災害時における共助を学ぶ外国人市民向け防災セミナーの開催

- ・外国人市民向け防災訓練
- ・外国人防災リーダー養成研修

3. 連携

- ・多言語支援センターの立ち上げ訓練を自治会、外国人住民と連携し実施
- ・災害時言語ボランティア登録制度の実施
- ・「被災外国人対応マニュアル」を作成し、関係機関との連携訓練を年2回実施
- ・県と連携して防災リーダーを養成する研修会や多言語支援センターの立ち上げ訓練を実施
- ・(公社)青年海外協力協会との大規模災害時の「災害時における報活動等に関する応援協定」

提言

【国への提言】

災害時において日本人住民と外国人住民が共に助け合える地域づくりに向けて、以下の通り国に提言する。

- (1) 国からの災害情報の発信に関しては、複数の媒体において、外国人・高齢者・子ども等が理解できるように、多言語やわかりやすい日本語で行うなど、すべての住民に配慮したシステムを構築する。
- (2) 外国人住民は、日本語の能力に関わらず日本のマスコミによる情報の活用度が高いことから、テレビをはじめとする報道機関に対し、外国人住民も含めた情報伝達を働きかける。
- (3) 正規・非正規を問わず外国人が働いている全ての企業に対して、企業内での防災訓練や研修等の実施を促す。
- (4) 平成27年4月から外国人建設就労者受入事業の実施が予定されているが、国の制度により受け入れる外国人建設就労者に対し、保険・医療等とともに地域社会で生活する上で必要となる情報として防災に関する情報を確実に提供する。

国、都道府県、市町村が共に連携して取り組むべきこと

災害時において、外国人住民が適切に避難し、さらに地域の一員として日本人住民と助け合うためには、正しい情報を得ることに加え、平常時より防災訓練への参加等、地域において顔の見える関係をつくる必要がある。

国、都道府県、市町村が共に連携して取り組むべきこととして、以下のとおり提案する。

- (1) 外国人キーパーソンの育成や防災訓練への参加促進を通じ、外国人住民を含めた災害時の共助の仕組みを築く。

外国人集住都市会議・外国人住民対象アンケート調査

■ 調査期間	2014年（平成26年）6月30日～7月25日
■ 実施地域	外国人集住都市会議会員都市（26都市）
■ 対象者	日本に3か月以上滞在している外国にルーツを持つ住民
■ 調査方法	無記名の自己記入式アンケート調査
■ サンプル数	調査協力者 1,035人

(表1)性別

回答数(人)	男性	女性	無回答
1,035	419	610	6
割合(%)	40.5	58.9	0.6

(表2)年齢

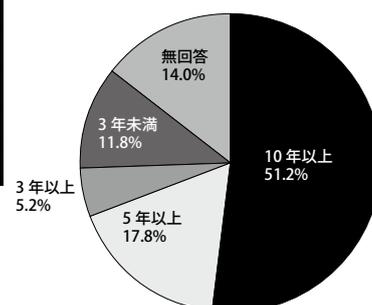
	男性(人)	女性(人)
19以下	10	20
20代	87	108
30代	107	205
40代	113	179
50代	71	74
60以上	29	22
無回答	10	
計	1,035	

(表3)国籍

項目	回答数(人)	割合(%)
ブラジル	495	47.8
ペルー	144	13.9
中国	125	12.1
フィリピン	94	9.1
日本	48	4.6
その他	125	12.1
無回答	4	0.4
合計	1,035	100

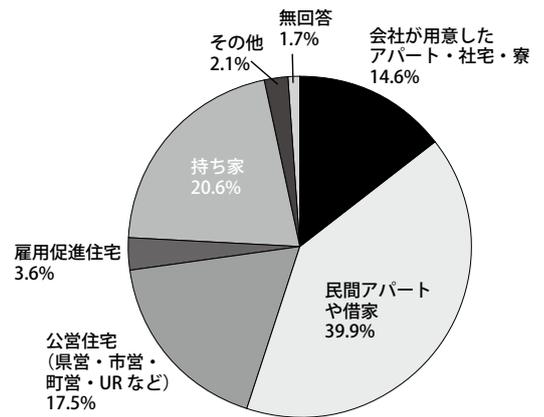
(表4)滞在年数

項目	回答数(人)	割合(%)
10年以上	530	51.2
5年以上	184	17.8
3年以上	54	5.2
3年未満	122	11.8
無回答	145	14.0
合計	1,035	100



(表5)現在の住まいについて教えてください

項目	回答数(人)	割合(%)
会社が用意したアパート・社宅・寮	151	14.6
民間アパートや借家	413	39.9
公営住宅(県営・市営・町営・URなど)	181	17.5
雇用促進住宅	37	3.6
持ち家	213	20.6
その他	22	2.1
無回答	18	1.7
合計	1,035	100

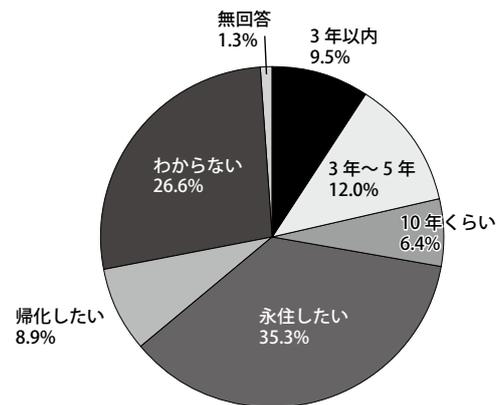


持ち家と回答した人のローン返済の有無

項目	回答数(人)	割合(%)
ローン返済有	123	57.8
ローン返済無	42	19.7
無回答	48	22.5
合計	213	100

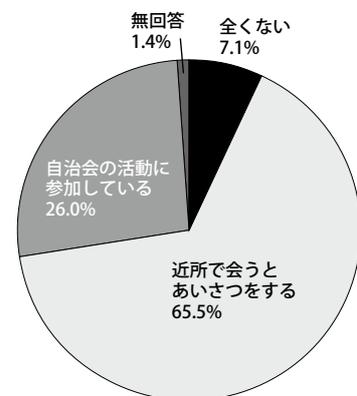
(表6)日本での滞在予定期間

項目	回答数(人)	割合(%)
3年以内	98	9.5
3年～5年	124	12.0
10年くらい	66	6.4
永住したい	365	35.3
帰化したい	92	8.9
わからない	276	26.6
無回答	14	1.3
合計	1,035	100



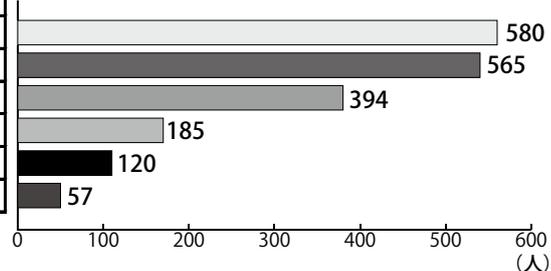
(表7)(日本人に限らず)地域の人との関わり

項目	回答数(人)	割合(%)
全くない	74	7.1
近所で会うとあいさつをする	678	65.5
自治会の活動に参加している	269	26.0
無回答	14	1.4
合計	1,035	100



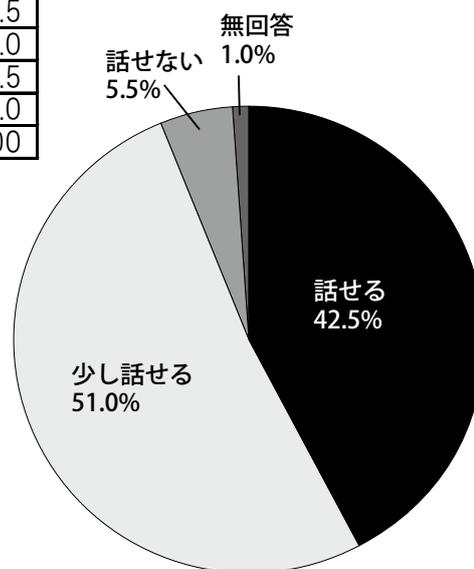
(表8)日常生活での日本人との関わり(複数回答可)

項目	回答数(人)	回答者数に対する割合(%)
近所で会うとあいさつする日本人がいる	580	56.0
職場に話し合える日本人がいる	565	54.6
近所に話し合える日本人がいる	394	38.1
市役所やNPOに話し合える日本人がいる	185	17.9
日常生活で日本人との関わりはほとんどない	120	11.6
その他	57	5.5



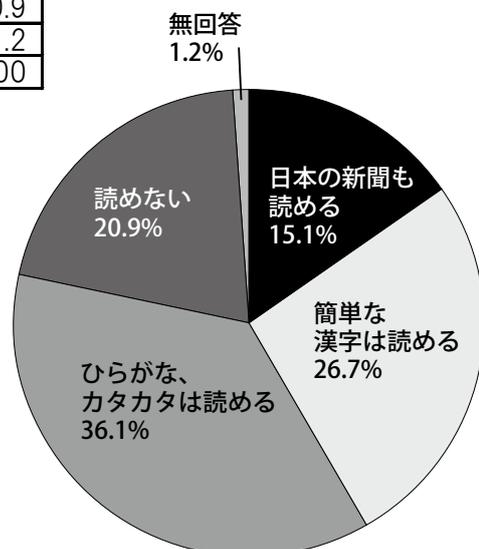
(表9)日本語を話せる能力

項目	回答数(人)	割合(%)
話せる	440	42.5
少し話せる	528	51.0
話せない	57	5.5
無回答	10	1.0
合計	1,035	100



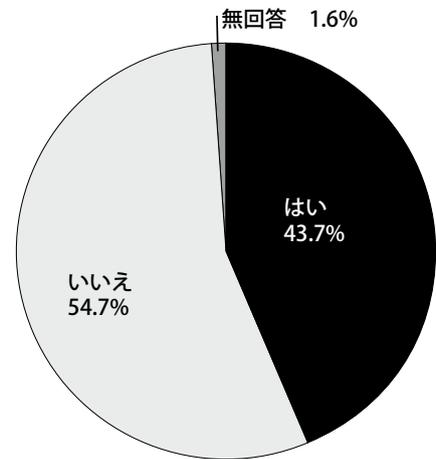
(表10)日本語の読解力

項目	回答数(人)	割合(%)
日本の新聞も読める	157	15.1
簡単な漢字は読める	276	26.7
ひらがな、カタカタは読める	374	36.1
読めない	216	20.9
無回答	12	1.2
合計	1,035	100



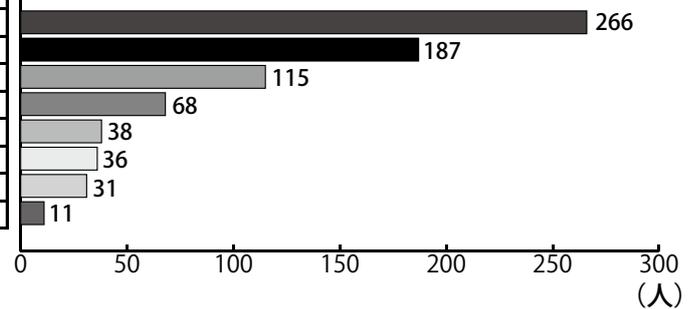
(表11)地域の防災訓練に参加したことはあるか

項目	回答数(人)	割合(%)
はい	452	43.7
いいえ	566	54.7
無回答	17	1.6
合計	1,035	100



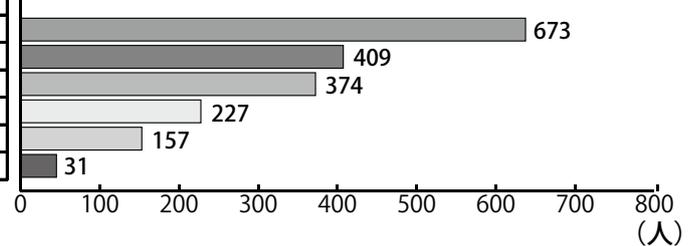
(表12)防災訓練に参加していない理由(複数回答可)

項目	回答数(人)	回答者数に対する割合(%)
防災訓練の情報を知らなかったから	266	47.0
仕事ははいつており、時間が合わなかった	187	33.0
日本語が分からないから	115	20.3
どんなことをするのかかわからず、不安だったから	38	6.7
個人的な予定を優先したいから	36	6.4
一緒に参加する人がおらず、不安だったから	31	5.5
必要ないと思ったから	11	1.9
その他	68	12.0



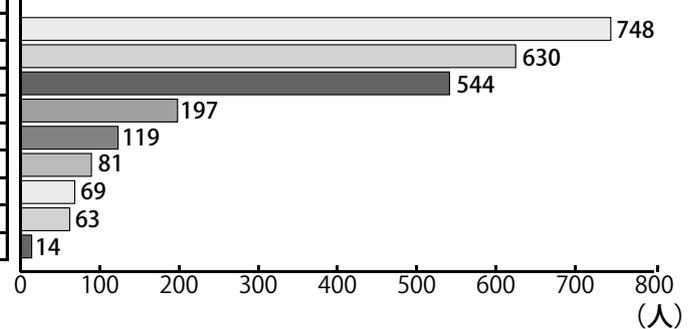
(表13)災害が起きたとき心配なこと(複数回答可)

項目	回答数(人)	回答者数に対する割合(%)
家族の安否確認	673	65.0
情報の入手方法	409	39.5
住居の耐震性	374	36.1
日本語が分からないこと	227	21.9
何をしても良いかわからない	157	15.2
その他	31	3.0



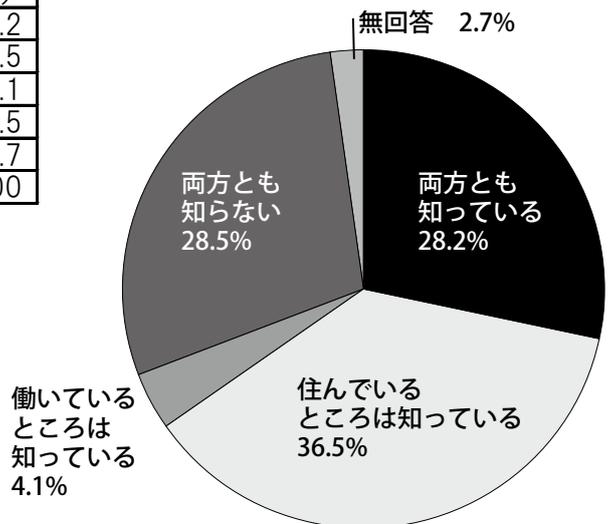
(表14)災害が起きたときの行動(3つ以内)

項目	回答数(人)	回答者数に対する割合(%)
地域の避難所へ行く	748	72.3
家族・友人・知人へ連絡する	630	60.9
テレビ・ラジオ・スマートフォン等で情報を入手する。	544	52.6
近所の公園へ行く	197	19.0
食料を買いに行く	119	11.5
市役所(町役場)へ行く	81	7.8
総領事館・大使館へ行く又は連絡する	69	6.7
教会へ行く	63	6.1
その他	14	1.4



(表15)住んでいるところと働いているところで災害が起こったときの避難先

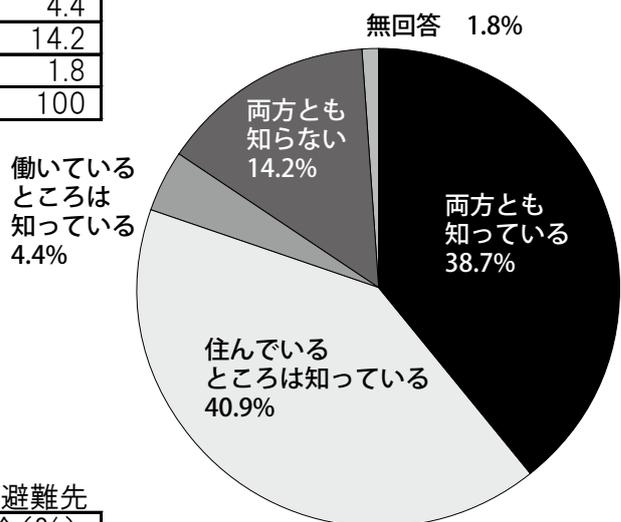
項目	回答数(人)	割合(%)
両方とも知っている	292	28.2
住んでいるところは知っている	378	36.5
働いているところは知っている	42	4.1
両方とも知らない	295	28.5
無回答	28	2.7
合計	1,035	100



(防災訓練に参加したことがあると答えた人)

住んでいるところと働いているところで災害が起こったときの避難先

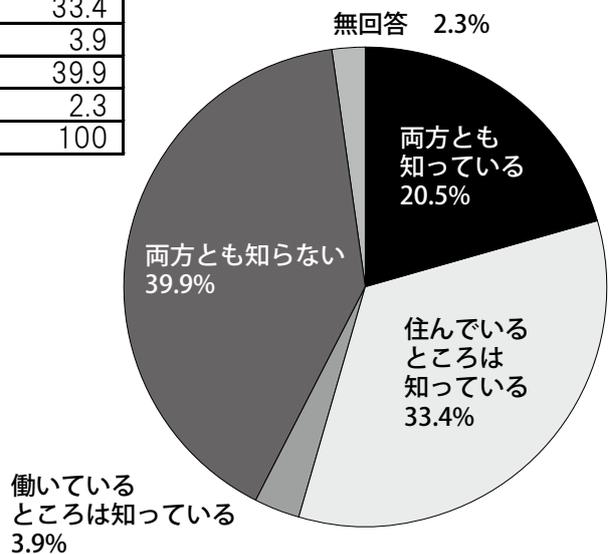
項目	回答数(人)	割合(%)
両方とも知っている	175	38.7
住んでいるところは知っている	185	40.9
働いているところは知っている	20	4.4
両方とも知らない	64	14.2
無回答	8	1.8
合計	452	100



(防災訓練へ参加したことがないと答えた人)

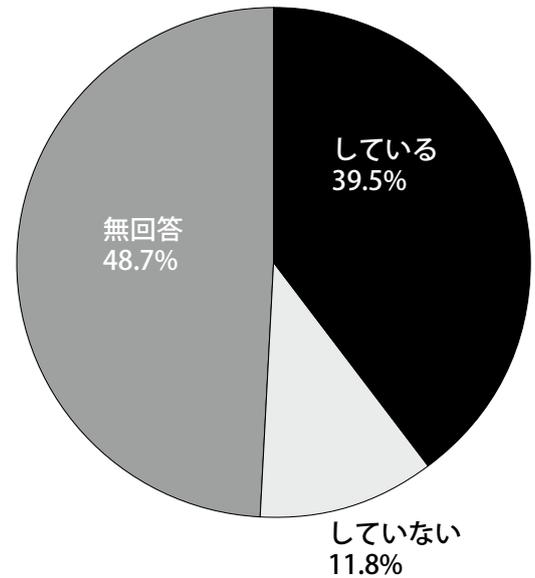
住んでいるところと働いているところで災害が起こったときの避難先

項目	回答数(人)	割合(%)
両方とも知っている	116	20.5
住んでいるところは知っている	189	33.4
働いているところは知っている	22	3.9
両方とも知らない	226	39.9
無回答	13	2.3
合計	566	100



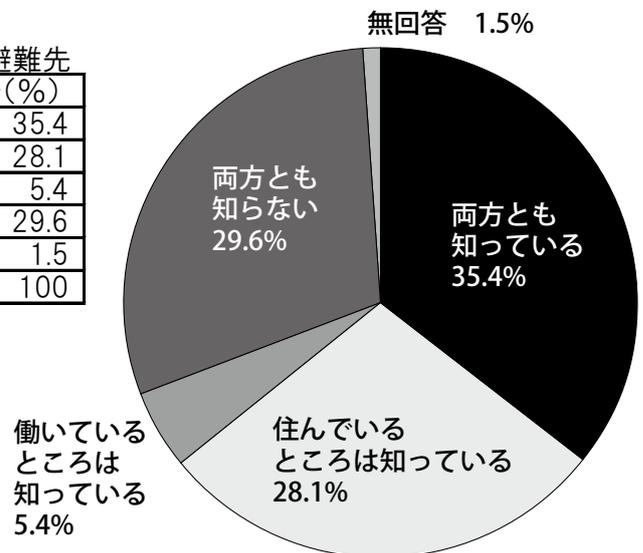
(表16) 仕事をしている

項目	回答数(人)	割合(%)
している	409	39.5
していない	122	11.8
無回答	504	48.7
合計	1,035	100



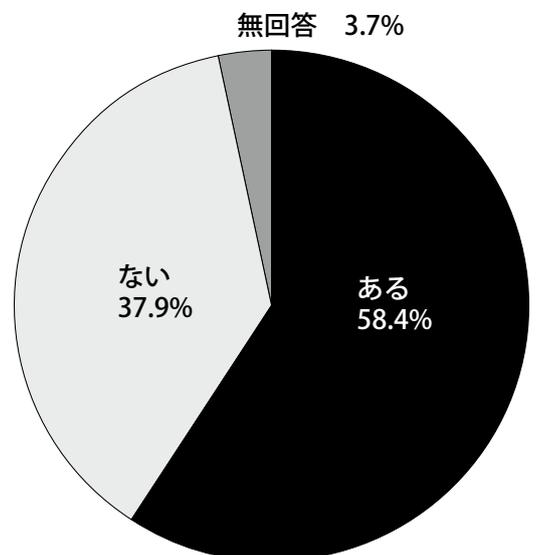
(仕事をしている人)
住んでいるところと働いているところで災害が起こったときの避難先

項目	回答数(人)	割合(%)
両方とも知っている	145	35.4
住んでいるところは知っている	115	28.1
働いているところは知っている	22	5.4
両方とも知らない	121	29.6
無回答	6	1.5
合計	409	100

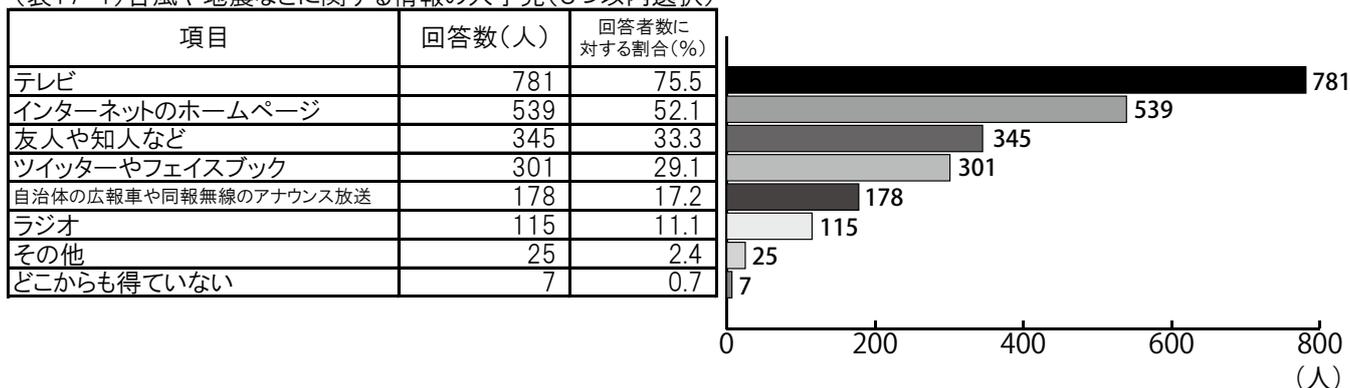


(仕事をしている人)
勤務先での防災について学べる機会

項目	回答数(人)	割合(%)
ある	239	58.4
ない	155	37.9
無回答	15	3.7
合計	409	100



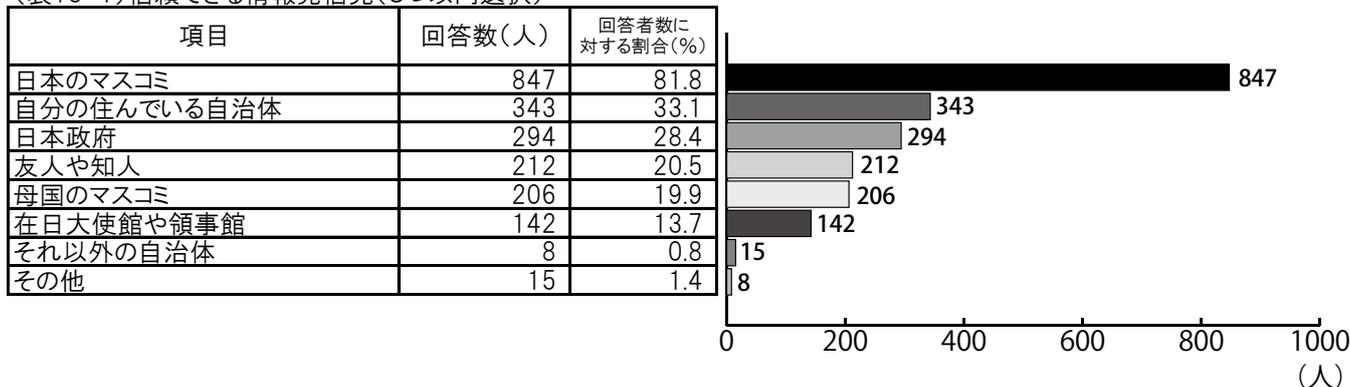
(表17-1)台風や地震などに関する情報の入手先(3つ以内選択)



(表17-2)日本語を話せる能力と情報入手先の関係

項目	回答数(人)	1 話せる	2 少し話せる	3 話せない
テレビ	778	382	370	26
インターネットのホームページ	537	233	274	30
友人や知人など	343	121	196	26
ツイッターやフェイスブック	301	91	185	25
自治体の広報車や同報無線のアナウンス放送	178	112	65	1
ラジオ	114	72	40	2
その他	24	12	11	1
どこからも得ていない	7	2	4	1

(表18-1)信頼できる情報発信先(3つ以内選択)

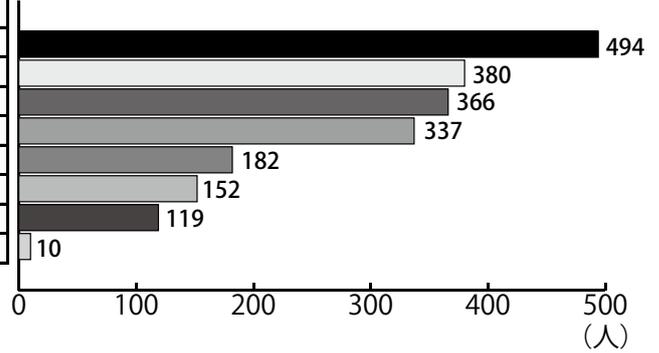


(表18-2)日本語を話せる能力と信頼できる情報入手先の関係

項目	回答数(人)	1 話せる	2 少し話せる	3 話せない
日本のマスコミ	844	389	419	36
自分の住んでいる自治体	340	186	147	7
日本政府	293	138	141	14
友人や知人	212	70	118	24
母国のマスコミ	205	74	121	10
在日大使館や領事館	142	47	80	15
それ以外の自治体	7	4	3	0
その他	15	7	7	1

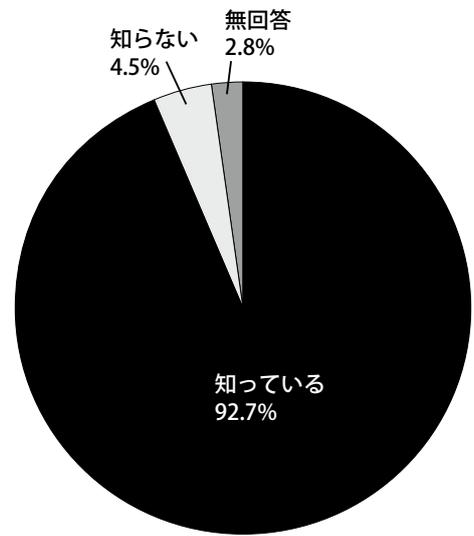
(表19)実施している防災対策(複数回答可)

項目	回答数(人)	回答者数に対する割合(%)
非常時に持ち出せる防災グッズを用意している	494	47.7
緊急時の避難場所を決めている	380	36.7
携帯電話やスマートフォンから緊急地震速報が流れるようにセットしている。	366	35.4
家族や友人と、緊急時の連絡のとり方や行動を話し合っている。	337	32.6
していない	182	17.6
倒れる恐れのある家具などを固定している	152	14.7
救命講習などに参加し救急対応を学んでいる	119	11.5
その他	10	1.0



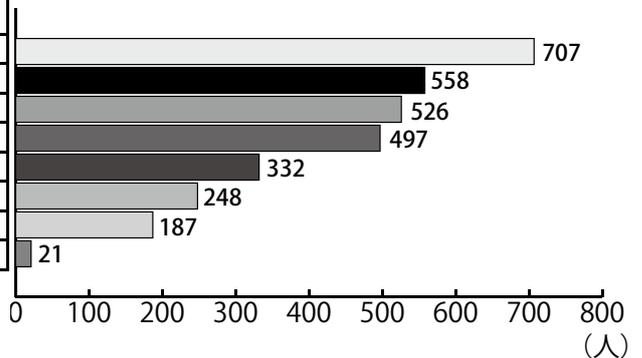
(表20)東日本大震災の発生

項目	回答数(人)	割合(%)
知っている	959	92.7
知らない	47	4.5
無回答	29	2.8
合計	1,035	100

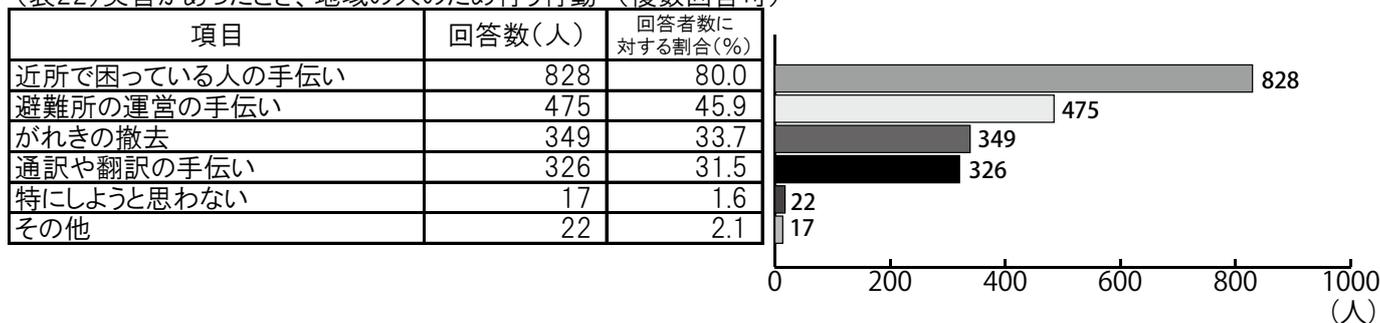


(表21)((表20)で「知っている」と回答した人)
被災地で起こった不便について(複数回答可)

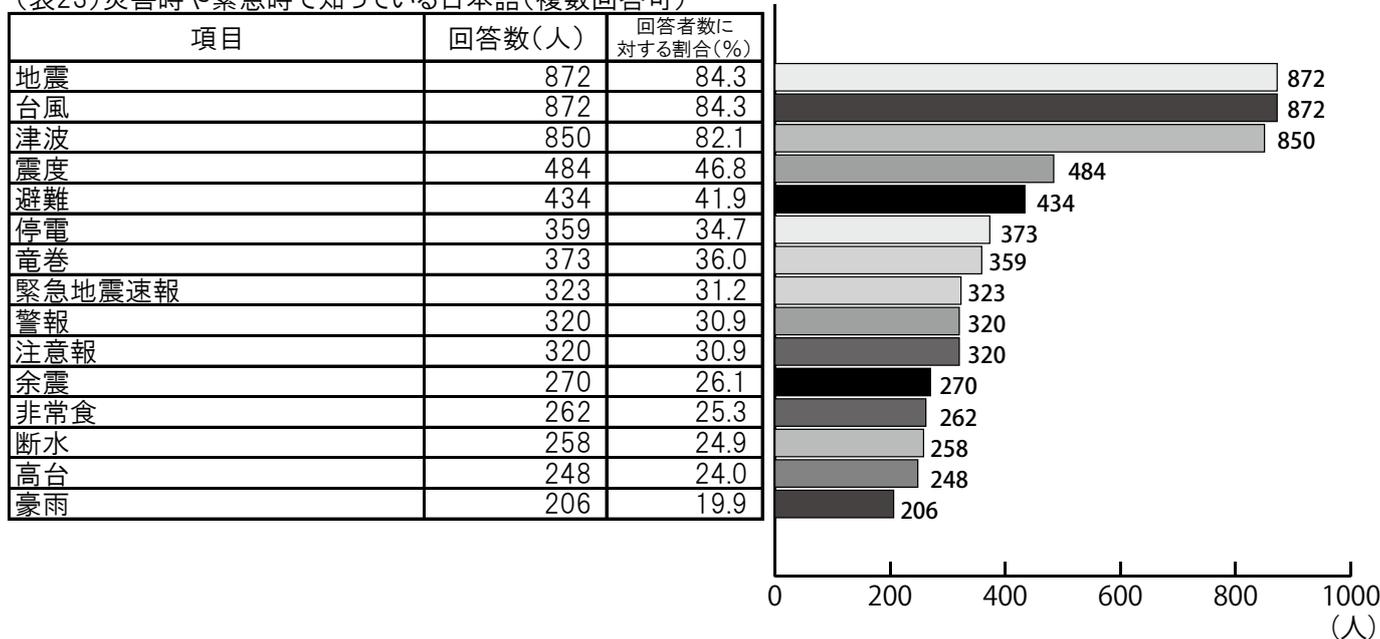
項目	回答数(人)	回答者数に対する割合(%)
食料・水・ガソリンなど生活用品の不足	707	73.7
携帯電話が繋がらなかった	558	58.2
道路の通行止めや渋滞	526	54.8
避難所での集団生活	497	51.8
計画停電	332	34.6
日本語での情報提供のため理解できない	248	25.9
国内の情報と母国からの情報が違うため、混乱が生じた	187	19.5
その他	21	2.2



(表22)災害があったとき、地域の人のため行う行動(複数回答可)



(表23)災害時や緊急時で知っている日本語(複数回答可)



外国人集住都市会議 新たなあり方について

1 外国人集住都市会議のこれまでの活動

- 2001年、南米日系人が多数居住する都市により創設
- 参加都市間の情報交換
- 外国人住民に関わる諸課題の解決に向けた取組み
- 首長会議や関係省庁等を交えた会議の開催
- 国等に対する外国人に関わる施策の提言 など

2 社会状況の変化

- リーマンショック以降、南米日系人が減少傾向
- 定住化の進行が顕著
- アジア諸国の外国人が増加傾向
- 国レベルでの一定の取組み
- 外国人労働者の受け入れ議論の加速
- 多様性を都市の活力とする考え方の広がり など

3 主な考え方

- 会議の目的：外国人住民に関わる課題の解決や支援とともに、外国人住民の多様性をまちづくりに生かすという観点を、会議の主要なテーマとする。
- 参加都市：外国人住民に係る施策や活動を進める都市及び同地域の国際交流協会により組織する。
- 会議の運営：これまで以上に、参加都市間の連携や情報交換、課題の解決や新たな取組に重点を置いた運営とする。

4 検討経過

- 昨年10月の全体会において新たなあり方の議論を開始
- 6都市で構成する「あり方検討会議」において、各都市の現状やこれまでの取組みを踏まえ、今後の方針や体制等を検討
- 準備会議を含め、これまで5回の会議を開催、2回にわたり全都市への意見聴取を実施
- 本年10月の全体会において、新たなあり方の方向性を承認
- 来年2月の全体会において規約等の変更を行い、来年度から施行

1990年の改正出入国管理及び難民認定法の施行以降、増加していた南米日系人は、2008年の世界的経済危機に伴う雇用の低迷や東日本大震災により減少に転じている。反面、それとともに減少していた在留外国人数は、2013年末において206万人を超え再び増加に転じるなど、外国人住民をめぐる状況は日々変化している。

2001年に設立された外国人集住都市会議は、外国人住民の定住化が進む中、同様の課題を持つ自治体が連携しつつ、その取り組みを強化するとともに、外国人住民に関わる諸制度を実態に合うものとするよう国や関係機関に対して制度の改革を働きかけるなどの活動を行ってきた。

このような中、政府は本年1月の産業競争力会議において「成長戦略進化のための今後の検討方針」をまとめ、「外国人材受入のための司令塔の設置」や「持続可能な経済成長を達成していくために必要な外国人材活用の在り方について、必要分野・人数等も見据えながら国民的議論を進める」との方針を示した。さらに、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会関連の建設需要に対応するため、2015年4月から外国人建設就労者受入事業が開始されることとなっている。

外国人集住都市会議は、このような機会に、外国人の受け入れについて活発な議論が交わされることを期待するが、その議論においては、当会議が繰り返し訴えてきた、外国人住民が地域社会で生活する中で生じる様々な課題と対応について十分に検討するよう強く求める。特に、受け入れ後の外国人住民に関わる諸施策を確実なものとするため、国において外国人政策を総合的に調整し、推進する組織の設置が必要である。

外国人集住都市会議は、今年で14年目を迎える。私たちは日々変わりゆく地域社会を、外国人住民とともに、より良いものとしていかななくてはならない。

私たちは、外国人住民との共生社会づくりに向けた諸課題の解決とともに、外国人住民の持つ多様性を生かしたまちづくりという観点を、今後における当会議の主要なテーマとする。

私たちは、これまでの活動の経験や培ってきたノウハウを生かして、日本人住民と外国人住民が互いに理解と尊重を深め、すべての市民の権利の尊重と義務の遂行を基本とした多文化共生社会の実現に向けて邁進することを宣言する。

2014(平成26)年11月10日
外国人集住都市会議



外国人集住都市会議 東京2014
2014.11.10